

平成九年大蔵省・農林水産省令第一号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則

農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第三条、第四条及び第六条の規定に基づき、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律施行規則を次のように定める。

（信用事業強化措置）

第一条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第二百十八号。以下「法」という。）第四条第二項第三号の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 自己資本の充実を図るための措置
- 二 前号に掲げるもののほか、財務内容の健全性の確保を図るための措置

（基本方針の届出）

第二条 法第四条第六項の規定による届出は、届出書に次に掲げる書類を添付して、基本方針を定め、又はこれを変更した日から十四日以内に、これを農林水産大臣及び金融庁長官に提出してしなければならない。

- 一 基本方針を定めた場合には当該基本方針、基本方針を変更した場合には変更しようとする事項及びその理由を記載した書面
- 二 法第四条第三項の総会（同条第四項の総代会を含む。）及び同条第五項の経営管理委員会の議事録
- 三 その他参考となるべき事項を記載した書面

（情報通信の技術を利用する方法）

第三条 法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを受け付ける方法

（法第十一条第四項の主務省令で定める方法）

第四条 法第十一条第四項（法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める方法は、前条第二号に掲げる方法とする。

（催告を要しない債権者）

第五条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成九年政令第八号。以下「令」という。）第三条第一項の債権者で農林水産省令・内閣府令で定めるものは、保護預り契約に係る債権者とする。

2 令第三条第二項において準用する同条第一項の債権者で農林水産省令・内閣府令で定めるものは、共済契約に係る債権者及び保護預り契約に係る債権者とする。

（合併等を決議等する際に公表及び催告すべき事項）

第五条の二 法第十二条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日（いずれか早い日ににおける最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がない場合にあつては、その旨））とする。

（農林中央金庫の事前開示事項）

第五条の三 法第十二条の二第一項の主務省令で定める事項は、農林中央金庫については、次に掲げる事項とする。

一 令第一条第一号及び第四号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合には、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

（法第十二条の二第一項の主務省令で定める事項）

第五条の四 法第十二条の二第一項の主務省令で定める事項は、信用農水産業協同組合連合会について、次に掲げる事項とする。

一 令第一条第二号及び第四号についての定め（当該定めがない場合には、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

（信用農水産業協同組合連合会の事前開示事項）

第五条の四 法第十二条の二第一項の主務省令で定める事項は、信用農水産業協同組合連合会について、次に掲げる事項とする。

一 令第一条第二号及び第四号についての定め（当該定めがない場合には、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

（農林中央金庫の定款の定め）

二 農林中央金庫についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る決算関係書類（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第三十一条第六項に規定する決算関係書類をいい、同条第一項に規定する附属明細書を除く。）の内容

ロ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の農林中央金庫の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第十二条の二第一項第一号イ又はロに掲げる日（いずれか早い日（以下この条において「合併契約備置開始日」といいう。）後合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合は、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）についての次に掲げる事項

イ 信用農水産業協同組合連合会（清算組合を除く。）についての次に掲げる事項

イ 信用農水産業協同組合連合会において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、信用農水産業協同組合連合会の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の信用農水産業協同組合連合会の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたと

きは、その内容（合併契約備置開始日後合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

口 信用農水産業協同組合連合会において最終事業年度がないときは、信用農水産業協同組合連合会の成立の日における貸借対照表

五 合併が効力を生ずる日以後における農林中央金庫の債務（法第十二条第一項の規定により合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

六 合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（電磁的記録）

第五条の五 法第十二条の二第一項の主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第五条の六 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第十二条の二第二項第三号

二 法第十八条の二第二項第三号

第六条 令第四条第一項の農林水産省令・内閣府令で定める合併認可申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

一 合併理由書

二 法第十条に規定する合併総会の議事録（法第九条の二第一項の規定により総会の承認を受けないで合併を行う農林中央金庫にあつては、同項の経営管理委員会の議事録）

三 合併契約の内容を記載した書面

四 令第二条第一項の規定による通知をしたことを証する書面

四の二 法第十一条の二第一項又は第二項の規定による請求をした会員があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

五 法第十二条第一項の規定による公告及び催告（合併を行う農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会が公告を官報のほか、定款に定めた法第十二条第二項各号のいずれかに掲げる公告の方法によりした場合における当該農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会にあっては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したことを証する書面

六 農林中央金庫の定款、事業計画書、事務所の所在地及び農林中央金庫代理業者（農林中央金庫法第五十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。次項において同じ。）が農林中央金庫代理業（同条第二項に規定する農林中央金庫代理業をいう。次項において同じ。）を営む當業所又は事務所を記載した書面並びに役員の構成、その氏名及び略歴を記載した書面

七 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合（法第二条第一項に規定する特定農水産業協同組合等をいう。以下同じ。）の事業譲渡の認可申請の直前に終了する事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに最近の日計表

八 法第二十七条において準用する法第十二条第一項の規定による持分払戻請求をした農林中央金庫の会員又は法第二十七条において準用する法第十四条第一項の規定による持分払戻請求をした特定農水産業協同組合等の組合員又は会員に関する事項を記載した書面

九 法第二十七条において準用する法第十九条第二項の規定による業務の継続の期限を記載した書面

十 法第十九条第三項の規定による信託業務を終了したことを証する書面

十一 事業譲渡費用を記載した書面

十二 事業譲渡を行った後の特定農水産業協同組合等の取扱いに関する事項

十三 その他参考となるべき事項を記載した書面

（農林中央金庫の事後開示事項）

第六条の二 法第十八条の二第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 合併が効力を生じた日

二 農林中央金庫における次に掲げる事項

イ 法第十一条の二第二項の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第十二条及び第十三条の規定による手続の経過

三 信用農水産業協同組合連合会における次に掲げる事項

イ 法第十一条の二第一項の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第十二条及び第十四条の規定による手続の経過

四 合併により農林中央金庫が信用農水産業協同組合連合会から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第十二条の二第一項の規定により信用農水産業協同組合連合会が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（合併契約の内容を除く。）

六 前各号に掲げるもののほか、合併に関する重要な事項

（業務の継続の承認申請書の添付書類）

第七条 令第六条第一項第四号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令・内閣府令で定める書類は、合併又は事業譲渡時における法第十九条第四項に規定する業務に係る取引の状況について知ることができるとする書面その他参考となるべき事項を記載した書面とする。

八 法第十九条第三項の規定による信託業務を終了したことを証する書面

九 法第十九条第二項の規定による業務の継続の期限を記載した書面

十 法第十九条第三項の規定による持分払戻請求をした信用農水産業協同組合連合会の会員に関する事項を記載した書面

十一 合併費用を記載した書面

十二 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 令第四条第二項において準用する同条第一項の農林水産省令・内閣府令で定める事業譲渡認可申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

一 事業譲渡理由書

二 法第二十五条第一項の総会（同条第一項において準用する法第九条第三項の総代会を含む。）又は法第二十六条第一項の総会（同条第一項において準用する法第四条第四項の総代会を含む。）の議事録

三 全部事業譲渡契約又は一部事業譲渡契約の内容を記載した書面

四 合第二条第二項において準用する同条第一項の規定による通知をしたことを証する書面

五 法第二十七条において準用する法第十二条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業譲渡をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

六 農林中央金庫の定款、事業計画書、事務所の所在地及び農林中央金庫代理業者の農林中央金庫代理業を営む當業所又は事務所を記載した書面並びに役員の構成、その氏名及び略歴を記載した書面

(純資産額)

第七条の二 法第一一十六条の二第二項の主務省令で定める方法により算定される額は、貸借対照表上の資産から負債の額を控除して得た額とする。

第八条 法第三十三条第一号の金銭消費貸借であつて主務省令で定めるものは、元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものとする。

一 担保が付されていないこと。
二 その元本の弁済が行われない期間が契約時から五年を超えるものであること。
(事業計画の認可の申請等)

第九条 指定支援法人は、法第三十六条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に、認可申請書に同項の事業計画書及び収支予算書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

2 指定支援法人は、法第三十六条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に変更しようとする事項及びその理由を記載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

3 第一項の收支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第十条 指定支援法人は、法第三十六条第二項の規定による事業報告書及び収支決算書を、毎事業年度終了後三月以内に貸借対照表を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。(業務の代理の認可の申請等)

第十二条 農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会(以下この条において「農林中央金庫等」という。)は、法第四十二条第三項前段の規定による認可を受けようとするときは、業務代理組合(農林中央金庫等が同項前段の認可を受けてその業務を代理(媒介を含む。第三号並びに第三項第五号及び第十四号(4)において同じ。)させる農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合をいう。以下同じ。)に関する次に掲げる事項を記載した認可申請書を農林水産大臣及び金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。

一 名称

二 役員の氏名

三 代理事業(業務代理組合が行う農林中央金庫等の業務の代理を行う事業をいう。以下この条において同じ。)を行う事務所の名称及び所在地

四 業務代理組合が行う代理事業によりその信用事業を行う農林中央金庫等(以下この条において「所属農林中央金庫等」という。)の名称

五 組合業務(業務代理組合が行う代理事業以外の業務をいう。以下この条において同じ。)の種類

六 役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の氏名並びに当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

七 子法人等(農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)第十一条第三項に規定する子法人等又は水産業協同組合法施行令(平成五年政令第三百二十八号)第九条第二項に規定する子法人等をいう。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

八 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 業務代理組合の定款及び登記事項証明書

2

三 次に掲げるもののほか、代理事業の内容及び方法を記載した書類

イ 業務代理組合が取り扱う次に掲げる行為に係る契約の種類(貯金又は預金の種類、貸付先の種類及び貸付けに係る資金の使途を含む。口において同じ。)

(1) 貯金若しくは預金又は定期積金(以下この条において「貯金等」という。)の受入れをするものとする。

(2) 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

(3) 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

ロ 業務代理組合が取り扱うイ(1)から(3)までに掲げる行為に係る契約の種類ごとに契約の締結の代理又は媒介のいずれを行ふかの別(代理及び媒介のいずれも行う場合は、その旨)

ハ 業務代理組合がイ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業の実施体制(次項第三十四条イ(1)から(3)までに掲げる行為その他イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制、イ(1)から(3)までに掲げる行為に関して取得した利用者に関する情報を適正に取り扱うための体制及び次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に掲げる体制を含む。)

(1) イ(1)から(3)までに掲げる行為に關して利用者から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

(2) 電気通信回線に接続している電子計算機を利用してイ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業を行う場合 利用者が当該業務代理組合と他の者を誤認することを防止するための体制

四 業務代理組合の役員の履歴書、業務代理組合の役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面、業務代理組合が次項第十四号ロ及びハのいずれにも該当しないことを当該業務代理組合が誓約する書面並びに業務代理組合の役員が同号イ(1)から(8)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

五 業務代理組合の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて認可申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

六 業務代理組合の代理事業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面(代理事業に関する能力を有することを証する書面を含む。)

七 業務代理組合の認可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、認可の申請の日を含む事業年度に設立された業務代理組合にあつては、当該業務代理組合の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面

八 業務代理組合が会計監査人を置く業務代理組合であるときは、認可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告又は監査報告の内容を記載した書面

九 業務代理組合の代理事業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面

十 所属農林中央金庫等が業務代理組合について保証人の保証を徵するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第七号に掲げる書類

十一 組合業務の内容及び方法を記載した書面

十二 代理事業の運営に関する内部規則等

十三 代理事業を行う事務所の付近見取図及び間取図(防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。)並びに当該事務所で行う代理事業の業務運営を指揮する所属農林中央金庫等の事務所の名称を記載した書面

二 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 十四イロハ 次に掲げる事項を記載した代理事業に係る業務の委託契約書の案
 代理事業を行う事務所の設置、廃止又は位置変更に関する事項
 代理事業の内容（代理又は媒介の別を含む。）に関する事項
 業務代理組合の次に掲げる行為を禁ずる規定

(1) 所属農林中央金庫等の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当該所属農林中央金庫等及び当該取引先以外の者のために利用する行為
 (2) 次項第三十四号イからヌまでに掲げる行為

二 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する業務代理組合の責任に関する事項
 二 所属農林中央金庫等による監督、監査又は報告徵求に関する事項
 ハ 契約の期間、更新及び解除に関する事項

ト 第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為について利用者に加えた損害の賠償責任に関する事項

チ 第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為について事業の内容の店頭掲示に関する事項

チ 第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為について利用者に加えた損害の賠償責任に関する事項

リ 次項に規定する基準（これに付された条件を含む。）に適合していることを確保するための措置に関する事項

ヌ その他必要と認められる事項

十五 前各号に掲げる書類のほか、法第四十二条第三項の認可の審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

一 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

農林中央金庫が当該申請をした場合にあつては、当該業務の代理が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バツファー非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第一号に掲げる表の資本バツファー非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ・バツファー非対象区分に該当するものであること。

二 信用農水産業協同組合連合会が当該申請をした場合にあつては、当該業務の代理が当該申請をした信用農水産業協同組合連合会の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした信用農水産業協同組合連合会の自己資本の充実の状況が農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省・農林水産省令第十三号）第三条第一項の表の非対象区分又は水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省・農林水産省令第十五号）第三条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした信用農水産業協同組合連合会及びその子会社等（農業協同組合法第五十四条の二第二項又は水産業協同組合法第九十二条第三項若しくは第一百条第三項において準用する同法第五十八条の二第二項に規定する子会社等をいう。）の自己資本の充実の状況が農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第一項の表の非対象区分又は水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

三 所属農林中央金庫等が、法第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づき業務代理組合がその信用事業（当該業務代理組合が農業協同組合である場合にあっては、農業協同組合法第十一条第一項第三号の事業をいう。）の全部を直接又は間接に譲り渡した相手方であること。

- 四 代理事業が、法第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づき、業務代理組合が譲り渡したものでないこと。
五 業務代理組合が、同時に二以上の農林中央金庫等の業務の代理を行うものでないこと。
六 代理事業が、農業協同組合法第十二条の五に規定する特定貯金等契約、水産業協同組合法第十二条の十一に規定する特定貯金等契約又は農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約の代理又は媒介を行わないものであること。
七 前項第十四号に規定する委託契約書の案において、同号イからヌまでに掲げる事項の全てが記載されていること。
八 業務代理組合において、前項第七号に掲げる書類に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額が、五百万円以上であること。
九 業務代理組合が、代理事業開始後三事業年度を通じて、前号に掲げる基準に適合すると見込まれること。
十 業務代理組合が、組合業務を行うことによりその代理事業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。
十一 業務代理組合の事務所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、利用者の情報の管理が適切に行われること。
十二 所属農林中央金庫等の経営管理に係る体制等に照らし、業務代理組合が、代理業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。
十三 代理事業に関する能力を有する者の確保の状況、代理事業の業務運営に係る体制等に照らし、業務代理組合が次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められるること。
イ 代理事業に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該代理事業に関する十分な知識を有する者に限る。）を当該代理事業を行う事務所（主たる事務所以外の事務所（以下において「従たる事務所」という。）に他の従たる事務所における当該代理事業を管理する部署を置いた場合にあっては、当該部署を置いた従たる事務所）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該代理事業に関する十分な知識を有する者に限る。）を主たる事務所に（従たる事務所において代理事業を営まない場合を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、当座貯金若しくは当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は前項第三号イ（2）に掲げる行為（所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。（2）において同じ。）を行う場合にあっては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の（1）又は（2）に掲げる区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める者であること。
（1） 当座貯金又は当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 当座貯金業務、当座預金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座貯金業務又は当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者
（2） 前項第三号イ（2）に掲げる行為 資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができると認められる者
ハ オンライン処理その他の適切な方法により処理する等、代理事業の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。
二 代理事業に関する内部規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされる等、法令等を遵守した運営が確保されると認められること。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。

(2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与するものでないこと。

(3) 又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ利用者の書面又は電磁的方法（農業協同組合法第十二条の十九第二項、水産業協同組合法第十二条の三第四項又は農林中央金庫法第十二条第四項に規定する電磁的方法をいう。）による

同意を得て、所属農林中央金庫等に対し、組合業務等における信用の供与の残高その他の所屬農林中央金庫等が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げるこ

ととしていること。

十七 組合業務等における利用者との間の取引関係その他の事情に照らして、所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われないよう業務を適切に管理するための体制整備がなされていること。

十八 代理事業が、業務代理組合の利用者の利便性に照らし、必要と認められるものであること。

十九 業務代理組合において、代理事業を行う事務所¹⁾とに、公衆の見やすい場所に、別紙様式第四号に定める様式の標識が掲示されること。

二十 業務代理組合が、自己の名義をもつて、他人に前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為のいずれかを行なうこと。

二十一 業務代理組合において、前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為に關して利用者から金銭その他の財産の交付を受けた場合に、管理事務所を区別することその他のことにより当該金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又は所属農林中央金庫等に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理されていること。

二十二 業務代理組合が前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為を行なうときに、あらかじめ、利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにすること。

イ 所属農林中央金庫等の名称
ロ 前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為に係る契約の締結を代理するか媒介するかの別

ハ 前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為に関して利用者から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属農林中央金庫等からの権限の付与がある旨

ニ 業務代理組合が銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業者又は水産業協同組合法第一百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあっては、次に掲げる事項

（1） 利用者が締結しようとする前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為に係る契約

につき利用者が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属金融機関（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する所属組合をいう。以下

規定する所属組合又は水産業協同組合法第六条第三項に規定する所属組合をいう。以下この項において同じ。）に利用者が支払うべき手数料が異なるときは、その旨

（2） 利用者が締結しようとする前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を所属金融機関のために行つているときは、その旨

(3)

所属金融機関の商号又は名称

二十三 業務代理組合において、前項第三号イ（1）に掲げる行為に關し、貯金者等の保護に資するため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に關する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）第八条の規定の例により、貯金等に係る契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供が行われること。

二十四 業務代理組合において、その代理事業に係る重要な事項の利用者への説明、その代理事業に係る行為に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられること。

二十五 業務代理組合において、金融商品の販売（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行なう場合には、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に關する命令第十二条第一項、第二項及び第四項又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第九条第一項、第二項及び第四項の規定の例により、当該業務代理組合の窓口（前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為を行なう窓口を除く。）において、貯金等との誤認を防止するための措置が講じられること。

二十六 業務代理組合において、前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為を行なう事務所の窓口に、当該行為を行なう旨が利用者の目につきやすいように掲示されること。

二十七 業務代理組合において、利用者に対し、その事務所の前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為を行なわない窓口を当該行為を行なう窓口と誤認させないための措置が講じられるること。

二十八 業務代理組合において、第二十二号ニ（2）に掲げる事項を明らかにしたときは、利用者の求めに応じ、所属金融機関の同種の契約の内容その他利用者に参考となるべき情報の提供を行うための措置が講じられること。

二十九 業務代理組合において、その取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、職員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置が講じられること。

三十 業務代理組合において、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び業務代理組合に對する当該情報の提供を行なうものをいう。）から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置が講じられること。

三十一 業務代理組合において、その取り扱う個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置が講じられること。

三十二 業務代理組合における利用者に関する情報について、次に掲げる事項を確保する措置が講じられること。
イ 前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為のいずれかを行なう事業において取り扱う利用者に関する非公開金融情報（当該業務代理組合の役員又は職員が職務上知り得た利用者の貯金、為替取引又は資金の借入れに關する情報その他の利用者の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（第三十号に規定する情報又は前号に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得ることなく組合業務等（保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）及び保険媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に關する法律第十二条第三項に規定する保険媒介業務をいう。）に係る業務を除く。）において同じ。）に利用されないこと。

口 組合業務等において取り扱う利用者に関する非公開情報（その組合業務等上知り得た公表されていない情報（第三十号に規定する情報又は前号に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。ハにおいて同じ。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得ることなく前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為のいずれかを行ふ事業に利用されないこと。

ハ 組合業務等において取り扱う利用者に関する非公開情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得ることなく所属農林中央金庫等に提供されないこと。

三十三 業務代理組合において、その行う代理事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに所属農林中央金庫等が講ずる農業協同組合法第十二条の七第一項、水産業協同組合法第十二条の十三第一項又は農林中央金庫法第五十七条の二第二項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等が定められたとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されていること。

三四 業務代理組合において、代理事業に関し、次に掲げる行為を行わないための措置が講じられること。

イ 利用者に対し、虚偽のことを告げる行為

ロ 利用者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

ハ 利用者に対し、不当に、当該業務代理組合の所属農林中央金庫等の特定関係者（農業協同組合法第十一条の四第三号、水産業協同組合法第十一条の十第三号又は農林中央金庫法第五十九条に規定する特定関係者をいう。ニにおいて同じ。）の行う業務に係る取引を行うこと

二 当該業務代理組合の所属農林中央金庫等の特定関係者（当該業務代理組合を除く。）に対し、取引の条件が所属農林中央金庫等の取引の通常の条件に照らして当該所属農林中央金庫等に不利益を与えるものであることを知りながら、その通常の条件よりも有利な条件で資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為

二 当該業務代理組合の所属農林中央金庫等の特定関係者（当該業務代理組合を除く。）に対し、取引の条件が所属農林中央金庫等の取引の通常の条件に照らして当該所属農林中央金庫等に不利益を与えるものであることを知りながら、その通常の条件よりも有利な条件で資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為（当該所属農林中央金庫等が農業協同組合法第十一条の九ただし書、水産業協同組合法第十一条の十五ただし書又は農林中央金庫法第五十九条ただし書の規定による承認を受けた取引又は行為に係るものをお除く。）

ホ 利用者に対し、その行う代理事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

ヘ 利用者に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為に係る契約の締結の代理又は媒介をする行為（ハに掲げるものを除く。）

ト 利用者に対し、前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為のいずれかを行ふ事業に係る取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

チ 利用者に対し、不當に、前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為に係る契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をさせる行為

リ 利用者に対し、組合業務等における取引上の優越的地位を不当に利用して、前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為のいずれかを行ふ事業に係る取引の条件又は実施について不利益を与える行為

ヌ 所属農林中央金庫等に対し、前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為に係る契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げず、又は虚偽のことを告げる行為に係る契約の締結の媒介の内容を記録した書面（当該媒介を行った日から五年間）

三十五 所属農林中央金庫等において、前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為のいずれかを行ふ事業の処理及び計算を明らかにするため、次のイからハまでに掲げる帳簿書類（同号イ（1）から（3）までに掲げる行為に係る契約の締結の代理を行わない場合は、ハに掲げるものに限る。）が作成され、当該イからハまでに定める期間保存されること。

イ 総勘定元帳 作成の日から五年間

ロ 業務代理勘定元帳 作成の日から十年間

ハ 代理事業に係る利用者に對して行つた前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為に係る契約の締結の媒介の内容を記録した書面（当該媒介を行つた日から五年間）

三十六 業務代理組合において、事業年度ごとに、別紙様式第五号により報告書が作成され、当該業務代理組合の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を添付して、事業年度経過後三月以内に所属農林中央金庫等により農林水産大臣及び金融庁長官（当該所属農林中央金庫等が信用農業協同組合連合会（法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。）である場合にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長））をいう。以下の号、次号ロ、第四十号、第八項及び第十項において同じ。）に提出されること。ただし、やむを得ない理由により事業年度経過後三月以内に報告書を提出することができない場合には、所属農林中央金庫等が、報告書提出の期限の延期を求める承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出することにより、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。ただし、やむを得ない理由により事業年度経過後三月以内に報告書を提出することができない場合には、所属農林中央金庫等が、報告書提出の期限の延期を求める承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出することにより、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

三十七 業務代理組合において、所属農林中央金庫等の事業年度ごとに当該所属農林中央金庫等が作成する説明書類（農業協同組合法第五十四条の三第一項及び第二項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第一百条第三項において準用する同法第五十八条の三第一項及び第二項又は農林中央金庫法第八十二条第一項及び第二項の規定により作成する書類をいう。以下この号において同じ。）を、当該事業年度経過後四月以内に、代理事業を行ふ全ての事務所に備え置き、縦覧を開始し、当該事業年度の翌事業年度に係る説明書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供させること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ 説明書類が電磁的記録（農業協同組合法第十二条の七第一項又は農林中央金庫法第十九条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。）をもつて作成されているときは、代理事業を行ふ全ての事務所において、当該説明書類の内容である情報又は当該情報を作成したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他これに代わるものを持む。）を紙面又は映像面に表示する措置を、当該事業年度経過後四月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類の縦覧を開始するまでの間行う場合

ロ やむを得ない理由により当該所属農林中央金庫等の事業年度経過後四月以内に説明書類の縦覧を開始できない場合に、所属農林中央金庫等が、縦覧の開始の期限の延期を求める承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出することにより、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けて、縦覧の開始を延期する場合

三十八 所属農林中央金庫等が、業務代理組合が行う代理事業の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じること。

イ 業務代理組合及びその代理事業の従事者に対する、代理事業の指導、代理事業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

ロ 業務代理組合における代理事業の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、業務代理組合が当該代理事業を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、業務代理組合に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

ハ 代理事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、業務代理組合との間の委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置
 ニ 業務代理組合が行う前項第三号イ(2)に掲げる行為について、必要に応じて自らが審査を行うための措置
 ホ 業務代理組合に所属農林中央金庫等から利用者に関する情報を不正に取得させない等、利害関係者の情報の適切な管理を確保するための措置
 ハ 所属農林中央金庫等の名称、業務代理組合であることを示す文字及び当該業務代理組合の名称を店頭に掲示させるための措置
 チ 業務代理組合の事務所における代理事業に関し犯罪を防止するための措置
 チ 業務代理組合の代理事業を行う事務所の廃止（法第四十二条第三項後段の認可に係るものと除く。）に当たっては、当該事務所の利用者に係る取引が当該業務代理組合の他の事務所を行なう漁業協同組合連合会若しくは他の水産業協同組合法第十一条第一項第三号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会若しくは他の水産業協同組合法第十八条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会へ支障なく引き継がれるなど、当該事務所の利用者に著しい影響を及ぼさないようにするための措置
 リ 業務代理組合の代理事業に係る利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置
 リ カラリまでに掲げるもののほか、この項に規定する基準（これに付された条件を含む。）に適合するための措置

ス イからリまでに掲げるもののほか、この項に規定する基準（これに付された条件を含む。）に適合するための措置

三十九 所属農林中央金庫等が、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、当該所属農林中央金庫等の事務所（無人の事務所又は外国に所在する事務所を除く。）に備え置き、利害関係人が必要とするとき閲覧できることを規定すること。

イ 業務代理組合の名称、住所、出資総額並びに当該業務代理組合を代表する理事及び当該業務代理組合の常務に従事する理事の住所及び氏名

ロ 代理事業の種類

ハ 代理事業の開始年月日

四十 業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、所属農林中央金庫等は、その旨を、理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（イに掲げる場合にあっては、変更後の委託契約書の写しを含む。）を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ること。ただし、ロに掲げる場合にあっては、所属農林中央金庫等又は業務代理組合がその発生を知った日から三十日以内に届け出ることとする。

イ 代理事業に係る委託契約書を変更した場合

ロ 代理事業に関する不祥事件（業務代理組合又はその役員（その職務を行うべき者を含む。）若しくは職員が次のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。）が発生した場合

（1） 業務代理組合の代理事業を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

（2） 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第百三十六号）に違反する行為

（3） 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盜難に遭うこと及び過不足を生じさせる）ことを含む。（以下この号において同じ。）のうち、業務代理組合の代理事業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

（4） その他所属農林中央金庫等の業務又は業務代理組合の代理事業の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて（1）から（3）までに掲げる行為に準ずるもの

4 農林水産大臣及び金融庁長官等は、前項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、法第四十二条第三項の認可に条件を付すことができる。

5 農林中央金庫等は、法第四十二条第三項前段の認可を受けようとするときは、第一項及び第二項に定めるところに準じた書面を農林水産大臣及び金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

6 所属農林中央金庫等は、法第四十二条第三項後段の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に定める書類を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

一 代理させる業務の範囲の変更 变更しようとする事項及びその理由を記載した書面その他参考となるべき事項を記載した書面

二 代理させる業務の廃止 理由書その他参考となるべき事項を記載した書面

7 農林水産大臣及び金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 代理させる業務の範囲を拡大しようとする場合の認可 次に掲げる要件を満たすこと。

イ 当該申請をした所属農林中央金庫等の経営管理に係る体制等に照らし、所属農林中央金庫等の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる。

ロ 業務代理組合が、代理事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する人材を確保していること。

二 代理させる業務の範囲を縮小しようとする場合又は代理させる業務を廃止しようとする場合の認可 業務代理組合の利用者に係る取引が当該申請をした所属農林中央金庫等又は他の農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会若しくは他の水産業協同組合法第十八条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会へ支障なく引き継がれるなど当該業務代理組合の利用者に著しい影響を及ぼさないものであること。

イ 当該申請をした所属農林中央金庫等の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる。

ロ 業務代理組合が、代理事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する人材を確保していること。

二 前号に規定する所在地の変更に係る事務所を変更前の所在地に復した場合

九 農林水産大臣及び金融庁長官等は、業務代理組合に関する第三項第三十六号に規定する報告書のうち、利用者の秘密を害するおそれのある事項又は当該業務代理組合の第一項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き利用者の保護に必要と認められる部分を、農林水産省及び金融庁（当該業務代理組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域にある場合にあっては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあっては、当該業務代理組合の主たる事務所の所在地を管轄区域とする財務局又は福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

十 業務代理組合がやむを得ない理由により法第四十二条第三項前段の認可を受けた日から六月以内に代理事業を開始することができない場合には、所属農林中央金庫等は、あらかじめ承認申請書に理由書を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

11 農林水産大臣及び金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 法第四十二条第三項前段の認可を受けた日から六月以内に代理事業を開始することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 合理的な期間内に代理事業を開始することができる見込まれること。

三 法第四十二条第三項前段の認可の際に審査の基礎となつた事項について代理事業の開始が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

12 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定により法第四十二条第三項前段の認可を取り消した場合には、その旨を官報で告示するものとする。
(経由官序)

第十二条 特定農業協同組合又は信用農業協同組合連合会（以下この条において「組合」という。）は、法又はこの命令の規定による認可又は承認に関する申請書その他法律又はこの命令に規定する書面（次項において「申請書等」という。）を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するとき（農林中央金庫と連名で提出する場合を除く。）は、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合は、申請書等を福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所（次項において「財務事務所等」という。）の管轄区域内にある場合にあっては財務事務所長又は出張所長（次項において「財務事務所長等」という。）とする。）を経由して提出しなければならない。組合は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所長等がある場合にあっては、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。
(委任規定)

第十三条 この命令に定めるもののほか、この命令の実施に関し必要な事項は、農林水産大臣及び金融庁長官が定める。

第一条 この省令は、法の施行の日（平成九年一月二十六日）から施行する。
(地域経済の活性化に資する方策)

第二条 法附則第三条第一項第四号の主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一 農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例組合等（法附則第三条第一項に規定する震災特例組合等をいう。以下同じ。）が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

二 農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ 農業者又は水産業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

ロ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者又は水産業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

三 東日本大震災（法附則第三条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）の被災者方策として次に掲げるもの

イ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ロ 経営に関する相談その他の利用者に対する支援に係る機能の強化のための方策

ハ 早期の事業再生に資する方策

四 その他当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

二 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策
(信用事業強化計画の提出)

第三条 法附則第四条第一項の規定により信用事業強化計画（法附則第三条第一項に規定する信用事業強化計画をいう。以下同じ。）を提出する震災特例組合等は、別紙様式第一号により作成し

二 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

た信用事業強化計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 優先出資の引受け等（法附則第三条第一項に規定する優先出資の引受け等をいう。）を求める理由書（当該震災特例組合等における被災者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

二 最終の貸借対照表等（貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。））をいう。以下同じ。）及び剰余金処分計算書等（剰余金処分計算書又は損失金処理計算書をいう。以下同じ。）、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類（役員の履歴書（新たに役員が就任する場合にあっては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書とし、当該役員又は役員となるべき者が員外監事である場合にあってはその旨を記載した書面を含む。以下同じ。）

三 役員の履歴書（新たに役員が就任する場合にあっては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書とし、当該役員又は役員となるべき者が員外監事である場合にあってはその旨を記載した書面を含む。以下同じ。）

四 その他法附則第五条第一項の決定に係る審査をするため参考となるべき書類
(信用事業強化指導計画の提出)

第五条 法附則第四条第二項の規定により信用事業強化指導計画（同項に規定する信用事業強化指導計画をいう。以下同じ。）を提出する農林中央金庫は、当該信用事業強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 法附則第五条第一項第一号ロ及びニに掲げる要件に該当することを証する書面

二 役員の履歴書その他の法附則第四条第二項第一号に掲げる事項及び信用事業指導契約（法附則第三条第一項第二号に規定する信用事業指導契約をいう。以下同じ。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三 その他法附則第五条第一項の決定に係る審査をするため参考となるべき書類
(信用事業強化計画等の公表)

第六条 農林水産大臣及び金融庁長官は、農林水産大臣及び内閣総理大臣が法附則第五条第一項の決定をしたときは、法附則第六条の規定により、当該決定の日付、当該決定に係る信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画を提出した震災特例組合等及び農林中央金庫の名称、当該信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画の内容並びに当該信用事業強化計画に添付された附則第三条第二号に掲げる書類を公表するものとする。
(軽微な変更)

第七条 法附則第七条第一項（法附則第十一条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第十条第一項及び第二項（これらの規定を法附則第十一条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 提出者である特定農水産業協同組合等の名称若しくは主たる事務所の所在地又は提出者である特定農水産業協同組合等若しくは農林中央金庫の代表者の役職若しくは氏名の変更
(信用事業強化計画の変更)

二 その他趣旨の変更を伴わない変更
(信用事業強化計画の変更)

一 信用事業強化計画の変更の理由書

二 法附則第三条第一項第四号又は令附則第二条各号に掲げる事項の変更に係る信用事業強化計画の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三 その他法附則第七条第一項の承認に係る審査をするため参考となるべき書類
(信用事業強化指導計画の変更)

第八条 法附則第七条第三項（法附則第十一条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により変更後の信用事業強化指導計画を提出する農林中央金庫は、当該変更後の信用事業強化計画の変更後も、当該変更後の信用事業強化計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、変更後の信用事業強化計画は、変更の内容が明らかになるよう記載しなければならない。

強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、変更後の信用事業強化指導計画は、変更の内容が明らかになるよう記載しなければならない。

一 信用事業強化指導計画の変更の理由書

二 法附則第四条第二項第一号に掲げる事項の変更に係る信用事業強化指導計画の変更であると書きは、変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三 その他法附則第七条第三項の承認に係る審査をするため参考となるべき書類

(信用事業強化計画等の公表)

第九条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法附則第七条第一項又は第三項の承認をしたときは、同条第五項(法附則第十一条第五項において準用する場合を含む。)において準用する法附則第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画を出した特定農水産業協同組合等又は農林中央金庫の名称、当該変更後の信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の内容及び当該変更後の信用事業強化計画に添付された附則第七条第一号に掲げる書類又は当該変更後の信用事業強化指導計画に添付された前条第一号に掲げる書類を公表するものとする。

(信用事業強化計画等の履行状況の報告)
第十条 法附則第八条第一項(法附則第十一条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の履行状況の報告は、毎事業年度及びその半期の末日(以下「報告基準日」という。)における当該信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画に記載した措置の実施状況及び当該信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画に記載した各種の指標の動向について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。この場合において、当該報告を行う特定農水産業協同組合等は、当該信用事業強化計画に係る指導を行つてい

る農林中央金庫を通じ報告することができる。
2 農林水産大臣及び金融庁長官は、法附則第八条第一項の規定により信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の履行状況について報告を受けたときは、同条第二項(法附則第十一条第三項及び第十二条第五項において準用する場合を含む。)において準用する法附則第六条の規定により、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行つた特定農水産業協同組合等又は農林中央金庫の名称及び当該報告の内容を公表するものとする。

(信用事業強化計画の提出)

第十一条 法附則第十一条第一項の規定により信用事業強化計画を提出する特定農水産業協同組合等

は、その実施している信用事業強化計画(法附則第四条第一項若しくは第十条第一項の規定により提出したもの又は法附則第七条第一項の承認を受けた変更後のものをいう。)の実施期間終了の日から三月以内(当該特定農水産業協同組合等が当該実施期間内に法附則第十一条第一項の認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで)に、別紙様式第一号に準じて作成した信用事業強化計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、農水産業協同組合会員金保険機構(以下「機構」という。)が法附則第四条第一項の規定により提出された信用事業強化計画に係る法附則第五条第二項の決定を受けて取得した当該特定農水産業協同組合等に係る特定優先出資等(法附則第三条第一項に規定する特定優先出資等をいう。以下同じ。)の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

一 附則第三条第二号に掲げる書類

二 役員の履歴書その他の法附則第三条第一項第四号及び令附則第二条各号に掲げる事項の円滑

(信用事業強化指導計画の提出)

第十二条 法附則第十条第二項の規定により信用事業強化指導計画を提出する農林中央金庫は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内(特定農水産業協同組合等が当該実施期間

内に法附則第十二条第一項の認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで)に、当該信用事業強化指導計画に役員の履歴書その他の法附則第十二条第二項に規定する指導の内容の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

2 法附則第十条第二項の主務省令で定める事項は、同条第一項の規定により信用事業強化計画を提出する特定農水産業協同組合等が発行する他の優先出資(法第三十三条第一号に規定する優先出資をいう。以下同じ。)又は当該特定農水産業協同組合等に対する他の劣後特約付金銭消費貸借(同号に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。以下同じ。)による貸付債権であつて指定支援法人が現に保有するものの額及びその内容とする。

(信用事業強化計画等の公表)

第十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法附則第十条第一項及び第二項の規定により信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画の提出を受けたときは、同条第三項において準用する法附則第六条の規定により、当該提出の日付、当該信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画を提出した特定農水産業協同組合等及び農林中央金庫の名称、当該信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画の内容並びに当該信用事業強化計画に添付された附則第三条第二号に掲げる書類を公表するものとする。

(合併等の認可)

第十四条 法附則第十二条第一項の認可を受けようとする対象組合等(同項に規定する対象組合等をいう。)は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 次に掲げる合併等(法附則第十二条第一項に規定する合併等をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 合併

合併契約の内容を記載した書面及び第六条第一項第二号、農業協同組合及び農業協

同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条第一項第二号又は漁業協同組合等の信用事

業等に関する命令第五十条第一項第二号に掲げる書類

ロ 事業譲渡

全部事業譲渡契約又は一部事業譲渡契約の内容を記載した書面及び第六条第二

項第二号、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十条第一項第二号若しくは第五十五条第一項第二号又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十

三条第一項第二号に掲げる書類

三 附則第三条第二号に掲げる書類

四 法、農業協同組合法又は水産業協同組合法の規定による認可を必要とする合併等であるとき

は、当該認可の申請を行つていることを証する書類

五 法附則第十二条第二項第一号に掲げる要件に該当することを証する書面

六 合併等に伴う信用事業強化計画の変更が見込まれる場合における当該変更の概要を記載した書面、合併等に係る承継組合等(法附則第十二条第二項に規定する承継組合等をいう。以下同じ。)がある場合における当該承継組合等が同条第三項の規定により提出することが見込まれる信用事業強化計画の概要を記載した書面その他の同条第二項第二号に掲げる要件に該当することを証する書面

七 その他法附則第十二条第一項の認可に係る審査をするため参考となるべき書類

(信用事業強化計画の提出)

第十五条 法附則第十二条第三項の規定により信用事業強化計画を提出する承継組合等は、同条第一項の認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該信用事業強化計画に次に掲げる書類を添付

して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 附則第三条第二号に掲げる書類(当該承継組合等が合併等により新たに設立された特定農水

産業協同組合等である場合にあつては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることができる書類)

二 役員の履歴書

2 法附則第十一条第三項の主務省令で定める事項は、令附則第二条各号に掲げる事項とする。

(信用事業強化指導計画の提出)

第十六条 法附則第十一条第四項の規定により信用事業強化指導計画を提出する農林中央金庫は、前条第一項に規定する日から一月以内に、信用事業強化指導計画に役員の履歴書を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

2 法附則第十一条第四項の主務省令で定める事項は、同条第三項の規定により信用事業強化計画を提出する承継組合等が発行する他の優先出資又は当該承継組合等に対する他の劣後特約付金銭消費貸借による貸付債権であつて指定支援法人が現に保有するものの額及びその内容とする。

(信用事業強化計画等の公表)

第十七条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法附則第十一条第三項及び第四項の規定により信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画の提出を受けたときは、同条第五項において準用する法附則第六条の規定により、当該提出の日付、当該信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画の提出した承継組合等及び農林中央金庫の名称、当該信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画の内容並びに当該信用事業強化計画に添付された附則第十五条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。(優先出資に係る資本準備金の額の減少の認可の申請)

第十八条 特別対象組合等(法附則第十一条第一項に規定する特別対象組合等をいう。以下同じ。)は、法附則第十三条の規定による資本準備金の額の減少及び剩余金の額の増加の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

(理由書)

二 減少する資本準備金の額及び消却後の優先出資の口数を記載した書面

(最終の貸借対照表等及び剩余金処分計算書等その他最近における業務、財産及び損益の状況

(資産の額が負債の額に特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合)

第十九条 法附則第十六条第一項及び第三項第二号並びに第十七条第一項及び第二項第一号の主務省令で定める場合は、最終の貸借対照表において、資産の額が負債の額に法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合とす(特別信用事業強化計画の提出)

第二十条 法附則第十六条第一項の規定により信用事業が改善したことを示すために必要な書類及び特別信用事業強化計画(同項に規定する特別信用事業強化計画をいう。以下同じ。)を提出する特別対象組合等は、当該書類及び別紙様式第二号により作成した特別信用事業強化計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 法附則第十六条第三項の認定を申請する理由を記載した書面
二 附則第三条第二号に掲げる書類
三 資産の額が負債の額に加えた額を下らないことを証する書面
四 役員の履歴書

六 その他法附則第十六条第三項の認定に係る審査をするため参考となるべき書類
(特別信用事業強化計画の記載事項)
第二十一条 法附則第十六条第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
当することを証する書類

一 剰余金の処分の方針

二 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策
(特別信用事業強化指導計画の提出)

第三十二条 法附則第十六条第二項の規定により特別信用事業強化指導計画(同項に規定する特別信用事業強化指導計画をいう。以下同じ。)を提出する農林中央金庫は、当該特別信用事業強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

2 法附則第十六条第三項の認定を申請する理由を記載した書面

二 法附則第十六条第三項第五号に掲げる要件に該当することを証する書面

三 役員の履歴書その他の法附則第十六条第二項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四 その他法附則第十六条第三項の認定に係る審査をするため参考となるべき書類
(特別信用事業強化指導計画の記載事項)

第二十四条 附則第五条から第十七条までの規定は、法附則第十六条第五項の規定により特別信用事業強化計画を信用事業強化計画と、特別信用事業強化指導計画を信用事業強化指導計画とみなして、法附則第六条から第十二条までの規定を適用する場合について適用する。この場合において、附則第五条中「法附則第五条第一項の決定」とあるのは「法附則第十六条第三項の認定」と、「震災特例組合等」とあるのは「特別対象組合等」と、附則第六条第一号、第七条、第九条、第十条、第十二条第一項、第十二条第二項及び第十三条中「特定農水産業協同組合等」とあるのは「特別対象組合等」と、附則第十四条中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び合併等の後において機構が保有する法附則第五条第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の機構による当該特定優先出資等の処分のための対応を図ることを証する書類」と、附則第十五条第一項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び当該合併等の後において機構が保有する法附則第五条第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の機構による当該特定優先出資等の処分のための対応を図ることを証する書類」とする。

(資本整理等実施要綱の提出)

第二十五条 法附則第十七条第一項の規定により信用事業再構築(同項に規定する信用事業再構築をいう。以下同じ。)に伴う資本整理(同項に規定する資本整理をいう。以下同じ。)を可とする旨の認定を申請する特別対象組合等は、別紙様式第三号により作成した資本整理等実施要綱(同項に規定する資本整理等実施要綱をいう。以下同じ。)に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 法附則第十七条第一項の規定による申請を行う理由を記載した書面

二 附則第三条第二号に掲げる書類(当該特別対象組合等に係る信用事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡である場合には、信用事業再構築の相手方組合等(法附則第十八条第一項に規定する相手方組合等をいう。以下同じ。)に係るもの)を含む。)

三 資産の額が、負債の額に法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下ることを証する書面(当該特別対象組合等の自己資本比率の見込みを記載した書面(当該特別対象組合等に係る信用事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡である場

五 資本整理を行った後に機構が引き続き当該特別対象組合等に係る法附則第五条第一項の決定を受けた場合に該当する特定優先出資等を保有する場合には、当該特定優先出資等につき機構に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の機構による当該特定優先出資等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法附則第十七条第二項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

六 役員の履歴書

七 その他法附則第十七条第二項の認定に係る審査をするため参考となるべき書類

(資本整理等実施要綱の記載事項)

第二十六条 法附則第十七条第一項第四号の主務省令で定める事項は、同条第二項の認定を申請した特別対象組合等に係る信用事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡でない場合にあつては、次に掲げる事項とする。

一 当該信用事業再構築後の経営体制の整備に関する事項

二 事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項

(資本整理の認定に係る特定優先出資等の処分等が困難と認められる場合)

第二十七条 法附則第十七条第二項第五号の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等がその内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難なものであることその他の事由により、機構が当該特定優先出資等につき譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合

二 法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等につき、剩余金をもつてする消却又は返済を受けることが困難であると認められる場合

(資本整理を可とする旨の認定を受けた場合における信用事業強化計画の記載事項)

第二十八条 特別対象組合等が法附則第十七条第二項の認定を受けた場合における附則第七条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び機構が保有する法附則第五条第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等につき機構に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の機構による当該特定優先出資等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法附則第十七条第二項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類」とする。

(特定承継会社を子会社とするについての認可の申請等)

第二十九条 農林中央金庫は、法附則第二十六条第一項の規定により特定承継会社（同項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）を子会社（農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とするとの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 理由書
二 農林中央金庫に関する次に掲げる書面
イ 最終の貸借対照表及び剰余金処分計算書等その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等をいふ。以下この号並びに次項第四号及び第六号において同じ。）に関する次に掲げる書面
イ 農林中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができるものとされる書面

ロ 当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の收支及び連結自己資本比率（農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいふ。次項第四号において同じ。）の見込みを記載した書面
四 当該認可に係る会社に関する次に掲げる書面

イ 定款
ハ 創立総会の議事録（会社法第八十二条第一項の規定により創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面）（当該会社が株式移転により設立された場合又は会社分割により設立された場合には、これに関する株主総会の議事録（同法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面）その他必要な手続があつたことを証する書面）

ニ 事業開始後三事業年度における收支及び自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書面
ホ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書
ヘ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

ト 会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

チ 営業所の位置を記載した書面

リ 最近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書面
ヌ 特定業務（法附則第二十七条第二号に規定する特定業務をいふ。次項において同じ。）に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

ホ 当該認可に係る会社が子会社等（法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（以下この条及び附則第三十五条において「銀行法」という。）第十三條第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。）を除き、以下この号において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書面

イ 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
ロ 当該子会社等の業務の内容を記載した書面
ハ 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができるものとされる書面

二 当該子会社等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

ホ 当該認可に係る会社の事業開始後三事業年度における当該会社及びその子会社等（銀行法第十一条の二第二号に規定する子会社等をいふ。次項第十号において同じ。）の収支及び連結自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書面

六 当該認可に係る会社を子会社とするにより、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（農林中央金庫法第七十三条第一項に規定する基準議決権数をいふ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

七 前各号に掲げるもののほか法附則第二十七条各号に掲げる要件に該当するかどうか審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

農林水産大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定による認可の申請に係る法附則第二十七条各号に掲げる要件に該当するかどうか審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 当該認可に係る会社が、特定農業協同組合等の信用事業の全部又は一部を譲り受け、暫定的に維持継続し、これを農林中央金庫に引き継がせることを主たる目的とする会社であること。

二 当該認可に係る会社が、特定業務以外の業務を営まないものであること。

三 農林中央金庫の会員勘定の額が当該申請に係る会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

四 農林中央金庫及びその子会社等（当該認可に係る会社を含む。）の連結自己資本比率が適正水準となることが見込まれること。

- 五 農林中央金庫の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
- 六 当該申請時において農林中央金庫及びその子会社等の收支が良好であり、当該認可に係る会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。
- 七 農林中央金庫が当該認可に係る会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。
- 八 当該認可に係る会社の資本金の額が法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法施行令（昭和五十七年政令第十号）（附則第三十五条第一項において「銀行法施行令」という。）第二条に規定する額以上であり、かつ、その當もつとする特定業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。
- 九 事業開始後三事業年度を経過する日までの間に当該認可に係る会社の一の事業年度における当期利益が見込まれること。
- 十 当該認可に係る会社並びに当該会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が事業開始後三事業年度を経過するまでに適当となることが見込まれること。
- 十一 特定業務に関する十分な知識及び経験を有する取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又は従業員の確保の状況、会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る会社が特定業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。
- 十二 特定業務の内容及び方法が預金者等の保護その他の信用秩序の維持の観点から適当であること。
- 十三 農林中央金庫は、法附則第二十六条第一項の認可を受けようとするときは、第一項に定めるところに準じた書面を農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。
- 十四 農林中央金庫は、法附則第二十六条第一項の認可を受けようとするときは又は前項の規定により予備審査を求めようとするときは、農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出する申請書のうち内閣総理大臣に提出するものを、金融庁長官を経由して提出しなければならない。
- （銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係）
- 第30条 特定承継会社が銀行法第十条第二項第八号に掲げる業務を行なう場合は、同号の銀行その他金融業を行う者の代理又は媒介は、銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の規定にかかわらず、金融機関等の業務の代理又は媒介（金融業務に限る。）とする。
- 2 前項の「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 株式会社日本政策金融公庫
- 二 沖縄振興開発金融公庫
- 三 銀行
- 四 信用金庫及び信用金庫連合会
- 五 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 六 農業協同組合法第十一条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 七 水産業協同組合法第十二条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
- 九 農林中央金庫
- 十 特定承継会社
- 十一 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）
- 十二 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 十三 独立行政法人福祉医療機構
- 十四 独立行政法人中小企業基盤整備機構

- 十五 独立行政法人農業者年金基金
- 十六 独立行政法人農林漁業信用基金
- 十七 独立行政法人住宅金融支援機構
- 十八 農水産業協同組合貯金保険機構
- 十九 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十条第一項の規定により組織された酒造組合中央会
- 二十 農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。）
- 二十一 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第一百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社をいう。）
- 二十二 信託会社及び信託業務を営む金融機関
- 二十三 一般社団法人ジエイエイバンク支援協会（平成十四年一月十六日に社団法人ジエイエイバンク支援協会という名称で設立された法人をいう。）
- 二十四 前各号に掲げる者のは、農林水産大臣及び金融庁長官が定める者
- 二五 第一项の「金融業務」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 前項各号（第三号から第十一号まで、第二十二号及び第二十四号を除く。）に掲げる者の業務（同項第一号に掲げる者にあつては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十二条第一項第一号の規定による同法別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前項第十二号に掲げる者にあつては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六百六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理
- イ 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第十条第一項
- 二 農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第二百二号）第三条第一項
- ハ 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第一項
- ニ 農業經營基盤強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第五条第四項
- ホ 農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の六第一項
- ヘ 特定農業經營改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第一項
- ト 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七条第一項
- チ 獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第一項
- リ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第一項
- ヌ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第二百二十一号）第十二条第一項
- ル 農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十五条第一項
- ヲ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第四十一条第一項
- 一 次に掲げる業務又は事業の代理又は媒介
- イ 前項第三号から第六号まで、第九号、第十号又は第二十四号に掲げる者の業務又は事業（次に掲げる業務又は事業を除く。）
- （1） 銀行法第十条第二項第八号の二に掲げる業務
- （2） 長期信用銀行法第六条第三項第五号の二に掲げる業務
- （3） 信用金庫法第五十三条第三項第七号の二及び第五十四条第四項第七号の二に掲げる業務

(4) 中小企業等協同組合法第九条の人第二項第十二号の二及び第九条の九第六項第三号に掲げる事業

(5) 農林中央金庫法第五十四条第四項第十号の二に掲げる業務

□ 前項第七号に掲げる者の業務又は事業（農業協同組合法第十二条第一項に規定する信用事業（同法第十六条第六項第八号の二に掲げる事業を除く。）に限る。）

ハ 前項第八号に掲げる者の業務（水産業協同組合法第十二条第五項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業（同法第十三条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二に掲げる事業を除く。）に限る。）

一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業（同法第十三条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二に掲げる事業を除く。）に限る。）

三 前項第十一号に掲げる者が當む資金移動業（資金決済に関する法律第二条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

四 前項第二十二号に掲げる者の次に掲げる業務（銀行法第十二条第一号に規定する業務に係る業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼營等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第一項第一号及び金融機関の信託業務の兼營等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼營等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項各号に掲げる業務（金融機関の信託業務の兼營等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）を受託する契約の締結

4 特定承継会社が銀行法第十条第二項第八号の二に掲げる業務を行う場合においては、同号の外

国銀行の業務の代理又は媒介は、銀行法施行規則第十三条の二の規定にかかるわらず、同法第十条第二項第八号に規定する外国銀行の同条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介（外国において行うものに限る。）とする。

第三十一条 令附則第九条第三項において準用する令第六条第一項第四号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める書類については、第七条の規定を準用する。

2 法附則第二十九条第二項の規定により法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第二項
第六条第二項第七号農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等
同組合等
掲げる書類

第六条第二項第七号農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等
同組合等
掲げる書類（第六号に掲げるものを除く。）

第六条第二項第十号法第二十七条规定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十二条 法附則第三十条第二項の規定により法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項）

第六条第二項第十号法第二十七条规定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（農林中央金庫と特定承継会社との合併）

第三十二条 法附則第三十条第二項の規定により法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項）

第六条第二項第十号法第二十七条规定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（農林中央金庫と特定承継会社との合併）

第三十二条 法附則第三十条第二項の規定により法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき（合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項）

第六条第二項第十号法第二十七条规定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

2 法第十二条第一項第二号の主務省令で定められたのは、特定承継会社（法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）にあっては、法第十二条第一項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二十四号に規定する最終事業年度をいう。以下この項、次条第二号及び第五条の四第四号において同じ。）に係る貸借対照表又はその要旨につき当該特定承継会社が同法第四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の名稱、日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）により公告をしている場合は、同法第九百二十九条第三項第二十六号に掲げる事項

三 当該特定承継会社につき最終事業年度がない場合 その旨

四 当該特定承継会社が清算株式会社（会社法第四百七十六条に規定する清算株式会社をいう。以下同じ。）である場合 その旨

五 前各号に掲げる場合以外の場合 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第六編第二章の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

六 当該特定承継会社（清算株式会社を除く。）に係る貸借対照表についての次に掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき当該特定承継会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百二十九条第三項第二十六号に掲げる事項

七 前各号に掲げる場合以外の場合 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第六編第二章の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

八 当該特定承継会社が清算株式会社（会社法第四百七十六条に規定する清算株式会社をいう。以下同じ。）である場合 その旨

九 前各号に掲げる場合以外の場合 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第六編第二章の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

十 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該特定承継会社の成立の日。ハにおいて同じ。）後の日を会社法第四百四十二条第一項に規定する臨時決算日（当該臨時決算日が二以上ある場合にあっては、最も遲

号	第六 四号	第五 四号	第四 四号	第三 三号	第二 二号	第一 一号		
同項の 経営管理委員会の議事録)	法第九条の二第一項の規定により総会の承認を受ける場合に、当該イイ又はロに定める書類)イ 合併契約の内容の決定につき、会社法第三百九十九条の十三第五項又は第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつた場合 当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面	合併契約の内容の決定につき、会社法第四百六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつた場合 当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面	合併契約の内容の決定につき、会社法第四百六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつた場合 当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面	合併契約の内容の決定につき、会社法第四百六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつた場合 当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面	合併契約の内容の決定につき、会社法第四百六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつた場合 当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面	合併契約の内容の決定につき、会社法第四百六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつた場合 当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面	合併契約の内容の決定につき、会社法第四百六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつた場合 当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面	合併契約の内容の決定につき、会社法第四百六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつた場合 当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面
同組合法第三十六条第七項及び水産業協同組合 法第四十条第七項に規定する決算関係書類(農業協同組合の成立の日における貸借対照表)の内容	最終事業年度に係る決算関係書類(農業協同組合の成立の日における貸借対照表)の内容	最終事業年度に係る決算関係書類(農業協同組合の成立の日における貸借対照表)の内容	最終事業年度に係る決算関係書類(農業協同組合の成立の日における貸借対照表)の内容	最終事業年度に係る決算関係書類(農業協同組合の成立の日における貸借対照表)の内容	最終事業年度に係る決算関係書類(農業協同組合の成立の日における貸借対照表)の内容	最終事業年度に係る決算関係書類(農業協同組合の成立の日における貸借対照表)の内容	最終事業年度に係る決算関係書類(農業協同組合の成立の日における貸借対照表)の内容	最終事業年度に係る決算関係書類(農業協同組合の成立の日における貸借対照表)の内容
ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合には、信用農水産業協同組合連合会の成り立った日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該信用農水産業協同組合連合会の負担が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)	ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合には、信用農水産業協同組合連合会の成り立った日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該信用農水産業協同組合連合会の負担が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存する日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合は、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)	ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合には、信用農水産業協同組合連合会の成り立った日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該信用農水産業協同組合連合会の負担が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合は、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)						
清算組合	清算組合	清算組合	清算組合	清算株式会社	特定承継会社(清算株式会社に限る。)が会社法第四百九十二条第一項において準用する同法第七十五条第一項	特定承継会社(清算株式会社に限る。)が会社法第四百九十二条第一項において準用する同法第七十五条第一項	特定承継会社(清算株式会社に限る。)が会社法第四百九十二条第一項において準用する同法第七十五条第一項	特定承継会社(清算株式会社に限る。)が会社法第四百九十二条第一項において準用する同法第七十五条第一項

第十三条の十一	銀行法施行令第四条第二項第一号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等
第十四条第一項	銀行法施行令第四条第六項第一号に規定する貸出金として農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第十四条第二項	銀行法施行令第四条第六項第二号に規定する債務の保証として農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第十四条第三項	銀行法施行令第四条第六項第三号に規定する出資として農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第十四条第四項	銀行法施行令第四条第六項第四号に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第十四条第五項	銀行法施行規則第十四条第二項及び第四項の規定を準用する場合
第十四条第六項	一又は複数の資産を裏付けとして間接的に行う信用の供与等の額の計上又は算出
第十四条の二第一項	銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額の計算
第十四条の二第二項	銀行法施行規則第十四条の二第一項の規定を準用する場合
第十四条の二第三項	銀行法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額
第十四条の三第一項	銀行法施行令第四条第九項第二号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業
第十四条の三第二項	銀行法施行令第四条第九項第四号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める理由
第十四条の三第三項	銀行法第十三条规定による承認を受けようとするときの承認申請書の添付書類
第十四条の四	銀行法第十三条第二項前段に規定する主務省令で定める特殊の関係のある者から第三項まで
第十四条の五第一項	銀行法第十三条规定による自己資本の純合計額
第十四条の五第四項	銀行法第十三条规定前段に規定する自己資本の純合計額
第十四条の六第一項	銀行法施行令第四条第十二項第五号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める理由
第十四条の六第二項	銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認の申請
第十四条の六の二	銀行法第十三条第三項第一号に規定する信用の供与等を行う特定承継会社又はその子会社等と実質的に同一と認められる者
第十四条の七第一項	銀行法施行令第四条の二第二項に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第十四条の七第二項 (第二号を除く。)	銀行法第十三条规定による承認の申請等
第十四条の九	銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認の申請等
第十四条の十	銀行法第十三条の二第一号に規定する主務省令で定める取引
第十四条の十一	銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為
第十四条の十一の二	銀行法第十三条の三第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるもの
第十四条の十一の三	銀行法第十三条の三第四号に規定する主務省令で定める行為

第十四条の十一の三	顧客の利益が不當に害されることのないよう必要な措置
第十四条の十一の四	銀行法第十三条の四に規定する主務省令で定めるもの
第十四条の十一の五	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条に規定する主務省令で定めるもの
第十四条の十一の六	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第十四号に規定する主務省令で定める事項
第十四条の十一の七	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第十五号）第三十四条に規定する主務省令で定めるもの
第十四条の十一の八	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項（第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるもの
第十四条の十一の九	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容
第十四条の十一の十	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第一項に規定する主務省令で定める事項
第十四条の十一の九	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるもの
第十四条の十一の九	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する主務省令で定める場合
第一項	規定する主務省令で定める場合
第十四条の十一の十	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する主務省令で定める日
第二項	規定する主務省令で定める日
第十四条の十一の十	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項（銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第一第一項）に規定する主務省令で定める事項
第一項	四号イに規定する主務省令で定める事項
第十四条の十一の十	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する主務省令で定める事項
第一項	七号に規定する主務省令で定める事項
第十四条の十一の十一	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する主務省令で定める期間
十二	規定する主務省令で定める期間
第十四条の十一の十一	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する主務省令で定める事項
二の二	に規定する主務省令で定める事項
第十四条の十一の十	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第一項第一第一項
三第一項	一号に規定する主務省令で定めるもの
第十四条の十一の十	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第一項第一第一項
三第二項	一号に規定する主務省令で定める個人
第十四条の十一の十	二号に規定する主務省令で定める要件
第十四条の十一の十	二号に規定する主務省令で定める金融商品取引法第三十四条の四第一項（銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第一第一項）に規定する主務省令で定める金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する主務省令で定める場合
第五第一項	おいて準用する同法第三十四条の三第二項に規定する主務省令で定める場合

第十四条の十一の十	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に おいて準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する主務省令で定める日
六第二項	六第一項
第十四条の十一の十	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する主務省令で定める事項
六の二	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に おいて準用する同法第三十四条の三第七項に規定する主務省令で定める期間
第十四条の十一の十	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に おいて準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する主務省令で定める日
六の三	銀行法第十三條の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項に おいて準用する同法第三十四条の三第二項第一項に規定する主務省令で定める事項
第十四条の十一の十	銀行法第十三條の四において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定す る主務省令で定める行為
十七	銀行法第十三條の四において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定す る主務省令で定める行為
十八	特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法
十九	銀行法施行令第四条の五第一項第一号に規定する農林水産省令・内閣府令で定 めるもの
二十	銀行法施行令第四条の五第一項第三号に規定する農林水産省令・内閣府令で定 める事項
第十四条の十一の銀	銀行法施行令第四条の五第一項第三号に規定する農林水産省令・内閣府令で定 める事項
十一第一項	銀行法施行令第四条の五第二項第二号に規定する農林水産省令・内閣府令で定 める事項
第十四条の十一の二	銀行法施行令第四条の五第二項第二号に規定する農林水産省令・内閣府令で定 める事項
十一第一項	銀行法施行令第四条の五第二項第二号に規定する農林水産省令・内閣府令で定 める事項
十二	銀行法第十三條の四において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に規定 する主務省令で定める事項
第十四条の十一の二	銀行法第十三條の四において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に規定 する主務省令で定める事項
十三	規定期による情報の提供
十四	規定期による情報の提供
第十四条の十一の二	銀行法第十三條の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項た だし書に規定する主務省令で定める場合
十五	銀行法第十三條の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項た だし書に規定する主務省令で定める場合
第十四条の十一の二	銀行法第十三條の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第 四号に規定する主務省令で定めるもの
十六	銀行法第十三條の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第 四号に規定する主務省令で定めるもの
十七	銀行法第十三條の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第 七号に規定する主務省令で定める事項
第十四条の十一の二	銀行法第十三條の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第 七号に規定する主務省令で定める事項
十八	特定期預金等契約が成立したときに成する銀行法第十三條の四において準用す る金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面
十九	契約締結時交付書面に係る銀行法第十三條の四において準用する金融商品取引 法第三十七条の四第一項ただし書に規定する主務省令で定める場合
第十四条の十一の二	銀行法第十三條の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第 七号に規定する主務省令で定める事項
三十	特定期預金等契約が成立したときに成する銀行法第十三條の四において準用す る金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面
第十四条の十一の三	銀行法第十三條の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第 七号に規定する主務省令で定める事項
十一の二	銀行法第十三條の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第 七号に規定する主務省令で定める事項

第十四条の十一の三	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する主務省令で定める場合	第十七条の三第五項	銀行法第十六条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるもの
第十四条の十二	銀行法第十四条の二第二号に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社	第十七条の三第六項	銀行法施行規則第十七条の三第二項第三十五号及び第三十六号の規定を準用する場合
第十五条	休日の承認の申請等	第十七条の四第一項	銀行法第十六条の二第三項ただし書に規定する主務省令で定める事由
第十六条	（第五項を営業時間除く。）	第十七条の四第二項	銀行法第十六条の二第三項ただし書に規定する主務省令で定める事由
第十七条第一項	銀行法第十六条第一項の規定による臨時休業の届出等	第十七条の四第三項	銀行法第十六条の二第五項に規定する主務省令で定める事由
第十七条第二項	（第銀行法第十六条第一項に規定する主務省令で定める場合）	第十七条の四第四項	銀行法第十六条の二第二項本文に規定する主務省令で定める事由
第十七条第三項	（第銀行法第十六条第一項に規定する主務省令で定める場合）	第十七条の四第五項	銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由
第十七条第四項	（第銀行法第十六条第二項に規定する主務省令で定める場合）	第十七条の四の四	銀行法第十六条の二第四項に規定する主務省令で定める事由
第十七条第五項	（第銀行法第十六条第三項に規定する主務省令で定める場合）	第十七条の四の二	銀行法第十六条の二第四項に規定する主務省令で定める事由
第十七条第六項	（第銀行法第十六条第二号の二に規定する主務省令で定める業務）	第十七条の四の三	銀行法第十六条の二第二項に規定する主務省令で定める事由
第十七条第七項	（第銀行法第十六条第二号の二第一項第三号に規定する主務省令で定める業務）	第十七条の五	（第一子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）
第十七条第八項	（第銀行法第十六条第二号の二第一項第四号及び第四号の二に規定する主務省令で定める業務）	第十七条の六	（第一項第二号ハ及び二、第四項から第八項まで並びに第十項を除く。）
第十七条第九項	（第銀行法第十六条第二号の二第一項第十一号に規定する主務省令で定めるもの）	第十七条の七	（第一項第十七条の七の二第二項に規定する主務省令で定める事由）
第一号	（第一銀行法第十六条第二号の二第一項第十二号に規定する主務省令で定める会社）	第十七条の七の二	（第一項第十七条の七の二第二項に規定する主務省令で定める事由）
第十七条第一項	（第一銀行法第十六条第二号の二第一項第十三号に規定する主務省令で定める会社）	第十七条の八	（第一項第十七条の七の二第二項に規定する主務省令で定める事由）
第十七条第二項	（第一銀行法第十六条第二号の二第一項第十三号に規定する主務省令で定める要件）	第十七条の九	（第一項第十七条の七の二第二項に規定する主務省令で定める事由）
第十七条第三項	（第一銀行法第十六条第二号の二第一項第十四号に規定する主務省令で定める会社）	第十七条の十	（第一項第十七条の七の二第二項に規定する主務省令で定める事由）
第十七条第四項	（第一銀行法施行規則第十七条の二第五項の規定を準用する場合）	第十七条の十一	（第一項第十七条の七の二第二項に規定する主務省令で定める会社）
第十七条第五項	（第一銀行法施行規則第十七条の二第六項の規定を準用する場合）	第十七条の十二	（第一項第十七条の七の二第二項に規定する主務省令で定める会社）
第十七条第六項	（第一銀行法施行規則第十七条の二第八項の規定を準用する場合）	第十七条の十三	（第一項第十七条の七の三第二項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社）
第一項	（第一銀行法施行規則第十七条の二第十項第六項及び第八項から第十一項までの規定を準用する場合）	第十七条の十四	（第一項第十七条の七の三第二項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社）
第十七条第七項	（第一銀行法施行規則第十七条の二第十項の規定を準用する場合）	第十七条の十五	（第一項第十七条の七の三第二項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社）
第十七条第八項	（第一銀行法施行規則第十七条の二第十項の規定を準用する場合）	第十七条の十六	（第一項第十七条の七の三第二項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社）
第十七条第九項	（第一銀行法施行規則第十七条の二第十項の規定を準用する場合）	第十七条の十七	（第一項第十七条の七の三第二項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社）
第十七条第十項	（第一銀行法施行規則第十七条の二第十項の規定を準用する場合）	第十七条の十八	（第一項第十七条の七の三第二項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社）
第十七条第十一項	（第一銀行法施行規則第十七条の二第十項の規定を準用する場合）	第十七条の十九	（第一項第十七条の七の三第二項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある会社）
第十七条第十二項	（第一銀行法施行規則第十七条の二第十項の規定を準用する場合）	第十九条	（第一項第十九条の二第一項銀行為法第二十一条第一項前段に規定する主務省令で定める営業所）
第十七条第十三項	（第一銀行法第十六条第二号に規定する主務省令で定めるもの）	（第一号チ、第五号号を除く。）	（第一項第十九条の二第一項銀行為法第二十一条第一項前段に規定する主務省令で定める営業所）
第十七条第十四項	（第一号の三及び第二十四号から第三十号までを除く。）	（第一号チ、第五号号を除く。）	（第一項第十九条の二第一項銀行為法第二十一条第一項前段に規定する主務省令で定める営業所）
第十七条第十五項	（第一号の三第三項）	（第一号チ、第五号号を除く。）	（第一項第十九条の二第一項銀行為法第二十一条第一項前段に規定する主務省令で定める営業所）

第十四条の十一 の二十七第三号 及び第十四条の 十一の二十八第 三号	預金保険法第五十三條
第十七条の二第 六項第九号ト	貯金保険法第五十五条
第十七条の二第 十四項	六十二条の二第一項に規定する申込みに係る合併等
第十二条	第十四条の十一の二十七第三号及び第十四条の十一の二十八第三号
第十七条の二第二 百分の五を	事業者等（法人その他の団体及び事業を行いう個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。））をいう。 以下同じ。）
百分の十を	事業者等（法人その他の団体及び事業を行いう個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。））をいう。 以下同じ。）
百分の十二を	百分の十を
百分の二十を	百分の十を
百分の三十を	百分の十を
百分の四十を	百分の十を
百分の五十を	百分の十を
百分の六十を	百分の十を
百分の七十を	百分の十を
百分の八十を	百分の十を
百分の九十を	百分の十を
百分の一〇〇を	百分の十を

の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該特定承継会社の利用者である事業

者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣

労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する

労働者派遣事業（他の事業者等の經營に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の招介その他

の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託その他の当該特定承

総会社の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者（同条第二号

に規定する派遣労働者をいい、業として行
われる同条第一号に規定する労働者派遣の

労働者でないものに限る。)

用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該特定承継会社若し

くはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発した

システム又はこれは準するものは係るものに限る。又はプログラムの設計、作成、販売

属機器の販売を含む。)若しくは保守(当該特定承継会社若しくはその子会社が単独で

若しくは他の事業者等と共同して設計し、
若しくは作成したプログラム又はこれに準

するものに係るものに限る。」を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除

五、他の事業者等の業務に関する広告、宣傳、調査、情報の分野又は情報の提供を行

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保 う業務

七、
点検その他の管理を行う業務
成年後見制度に係る相談の実施、成年

後見人等（成年後見制度の利用の促進に関する法律）（平成二十八年法律第二十九号）

う。以下この号において同じ。)の事務の支援その他成年後見人等の事務を行ふ業務

八 前各号に掲げる業務に關し必要となる
業務であつて、子会社対象会社（銀行法第

第三十六条の二 第二項		中間決算公告等	決算公告等
別表第一貸出金等に関する指標の項	有価証券	六　主要な農業関係の貸出実績	貯金等、有価証券
六　中小企業等（資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあつては資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をいう。）に対する貸出金（外国に所在する営業所の貸出金及び特別国際金融取引勘定に係る貸出金を除く。）残高及び貸出金の総額に占める割合	六　主要な農業関係の貸出実績	六　主要な農業関係の貸出実績	六　主要な農業関係の貸出実績
（特定承継会社の同一人に対する信用の供与等に関する特例）	（特定承継会社の同一人に対する信用の供与等に関する特例）	（特定承継会社の同一人に対する信用の供与等に関する特例）	（特定承継会社の同一人に対する信用の供与等に関する特例）
第三十五条の二 商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合に同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、適用しない。 (銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係)	第三十五条の二 商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合に同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、適用しない。 (銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係)	第三十五条の二 商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合に同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、適用しない。 (銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係)	第三十五条の二 商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合に同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、適用しない。 (銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係)
第三十六条 法附則第三十三条第一項の規定により令附則第十四条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 読み替える命令の規定	第三十六条 法附則第三十三条第一項の規定により令附則第十四条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 読み替える命令の規定	第三十六条 法附則第三十三条第一項の規定により令附則第十四条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 読み替える命令の規定	第三十六条 法附則第三十三条第一項の規定により令附則第十四条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 読み替える命令の規定
租税特別措置法施行規則第二十一条の四第一項 二条の十八の四第一項 二条の十九第一項 各号に掲げるるもの	次に掲げるもの及び特定承継会社	次に掲げるもの及び特定承継会社	次に掲げるもの及び特定承継会社

租税特別措置法施行規則第二十二条の二十 二条の二十の二第二項及び第二十二 十二条の二十の三第二項	第二十二条の十八の四第一項各号に掲げるもの及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）	第二十二条の十八の四第一項各号に掲げるもの及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）	第二十二条の十八の四第一項各号に掲げるもの及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）
農業協同組合及び農業協同組合場合	農業協同組合及び農業協同組合その法人	農業協同組合及び農業協同組合の法人	農業協同組合及び農業協同組合の法人
農業協同組合及び農業協同組合場合	農業協同組合及び農業協同組合その法人	農業協同組合及び農業協同組合の法人	農業協同組合及び農業協同組合の法人
第五十七条の七第四号二	第五十七条の七第四号二	第五十七条の七第四号二	第五十七条の七第四号二
第五十七条の七第四号二 (2)	第五十七条の七第四号二 (2)	第五十七条の七第四号二 (2)	第五十七条の七第四号二 (2)

農業協同組合及び農業協同組合 連合会の信用事業に関する命令者 第五十七条の七第五号イ	農業協同組合及び農業協同組合 連合会の信用事業に関する命令 第五十七条の十三第二項	農業協同組合第三項 第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）	漁業協同組合第三項 第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）	漁業協同組合第三項 第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）
漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令第五十条の十三第二 項	漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令第五十条の七第五号 者	漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令第五十条の七第四号	漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令第五十条の七第四号	漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令第五十条の七第四号
又は再編 化法第二 條第一項第 二号に規定 す	第三項	第四十二条 第三項	第四十二条 第三項	第四十二条 第三項
漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令第五十条の十三第二 項				

漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令第五十条の十三第二 項	漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令第五十条の七第五号 者	漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令第五十条の七第四号	漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令第五十条の七第四号	漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令第五十条の七第四号
又は再編 化法第二 條第一項第 二号に規定 す	第三項	第四十二条 第三項	第四十二条 第三項	第四十二条 第三項
漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令第五十条の十三第二 項				
漁業協同組合等の信用事業等に 関する命令第五十条の十三第二 項				

株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関する事項を定める省令（平成二十年財務省・農林水産省・経済産業省令第二号）第十五条规定する前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）第二十一条第一項第一号	前払式支払手段に関する内閣府令第三十一条第五項	海外営業拠点を有しない銀行	大臣	農林水産（いづれも農林水産大臣）
特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）	特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）	海外営業拠点を有しない銀行	大臣	農林水産（いづれも農林水産大臣）
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。	海外営業拠点を有しない銀行	大臣	農林水産（いづれも農林水産大臣）
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。	海外営業拠点を有しない銀行	大臣	農林水産（いづれも農林水産大臣）
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。	海外営業拠点を有しない銀行	大臣	農林水産（いづれも農林水産大臣）

規則	定の規則	施設	危險金	合同業水	同る農業	替え	会	農水産業協同組合連合会	第二項に規定する特定承継会社
第一十二条第一項の特例等に関する法律（平成十二年法律第二百九十五条）第二章及び第三章による貯金者表の提出その他のこれらの規定による業務に関する事項	第一十二条第一項の特例等に関する法律（平成十二年法律第二百九十五条）第二章及び第三章による貯金者表の提出その他のこれらの規定による業務に関する事項	農水産業協同組合の再生手続の特例等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第一百十一条第一項第十二号ハ及び第一百八十八条第八号において同じ。）	農水産業協同組合の再生手續の特例等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第一百十一条第一項第十二号ハ及び第一百八十八条第八号において同じ。）	農水産業協同組合の再生手續の特例等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第一百十一条第一項第十二号ハ及び第一百八十八条第八号において同じ。）	農水産業協同組合の再生手續の特例等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第一百十一条第一項第十二号ハ及び第一百八十八条第八号において同じ。）	読み替えられる字句	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第六十二条第四項	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第六十二条第四項	第二項に規定する特定承継会社
同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成九年政令第八号）附則第十七条における規定による場合を含む。）	同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成九年政令第八号）附則第十七条における規定による場合を含む。）	中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第一百十一条第一項第十二号ハ及び第一百八十八条第八号において同じ。）	中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第一百十一条第一項第十二号ハ及び第一百八十八条第八号において同じ。）	中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第一百十一条第一項第十二号ハ及び第一百八十八条第八号において同じ。）	中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第一百十一条第一項第十二号ハ及び第一百八十八条第八号において同じ。）	読み替えられる字句	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第一百八十八条第八号	金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第一百八十八条第八号	第二項に規定する特定承継会社

第三項の組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにする命令を受けた組合

三 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十五条第二項の農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにする命令を受けた農林中央金庫

（信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係）

第三十八条 法附則第三十三条第二項の規定により令附則第十六条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える命令の規定
読み替える字句
読み替える字句

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八ただし書き

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八各号

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十九

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の二十第二項第一号

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の二十第二項第二号

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の二十第二項第二号

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の三十七

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の三十七
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る経営困難の活用に関する法律施行規則（平成二十九年農水産業省令第二号）第五条第七項
内閣府・財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第二号）第五条第七項

（業務代理の認可の申請等）

第三十九条 令附則第十七条において準用する法第四十二条第三項の規定による認可の申請については、第十一条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定
読み替える字句
読み替える字句
読み替える字句

第十一条第二項第一項第一項第名称
第十一条第二項第一項第一項第名称
第十一条第二項第一項第名称
第十一条第二項第一項第一項第名称

第十一条第二項第一項第一項第名称
第十一条第二項第一項第一項第名称
第十一条第二項第一項第一項第名称
第十一条第二項第一項第一項第名称

二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合に該当する特定承継会社（再編強化附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下この項において同じ。）及び再編強化附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法第八十三条第三項又は第一百四条第二項の規定により経営困難農水産業協同組合とみなされるものに該当する特定承継会社

3	令附則第十七条において準用する法第四十二条第三項前段の認可を受けて農業協同組合に業務の代理をさせる特定承継会社について附則第三十五条において特定承継会社を銀行とみなして準用する銀行法施行規則第十三条の六の四の規定を適用する場合においては、同条各号列記以外の部分中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 委託する場合又は再編強化法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合に業務を代理する銀行（中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成十年政令第三百九十二号）附則第十七条において準用する再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（媒介を含む。）に係る業務として委託する場合）
四	（金融庁組織規則の適用関係）
四十一	令附則第十八条の規定により金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織規則（平成十年政令第三百九十二号）を適用する場合における次の表の上欄に掲げる金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十号）の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
四十二	読み替える字句は、読み替える字句とする。
四十三	読み替える字句は、読み替える字句とする。
四十四	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
四十五	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
四十六	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
四十七	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
四十八	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
四十九	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
五十	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
五十一	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
五十二	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
五十三	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
五十四	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
五十五	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
五十六	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
五十七	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
五十八	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
五十九	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
六十	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
六十一	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
六十二	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
六十三	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
六十四	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
六十五	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
六十六	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
六十七	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
六十八	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
六十九	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
七十	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
七十一	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
七十二	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
七十三	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
七十四	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
七十五	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
七十六	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
七十七	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
七十八	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
七十九	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
八十	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
八十一	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
八十二	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
八十三	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
八十四	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
八十五	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
八十六	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
八十七	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
八十八	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
八十九	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
九十	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
九十一	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
九十二	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。
九十三	読み替える字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。

十一	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）
十二	労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）（第八十三条第三項、第一百五十二条の二第二項及び第一百五十二条の二の三を除く。）
十三	貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）
十四	国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令（平成三年厚生省令第九号）
十五	商品投資顧問業者の業務に関する省令（平成四年通商産業省令第二十二号）（第十五条第一項第一号を除く。）
十六	協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第一百十条の十七第二項、第一百十条の十九及び第一百十一条第四項を除く。）
十七	古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）
十八	不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第一号）
十九	政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）
二十	投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）
二十一	財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）
二十二	協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成十四年財務省令第六十八号）
二十三	個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）
二十四	独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第一百五十二号）
二十五	地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）
二十六	商品先物取引法施行規則（第四十三条第二項第一号、第七十四条第二項第一号、第一百二十六条の十七第二号及び第一百三十七条第二項第一号を除く。）
二十七	森林組合法施行規則（平成十八年農林水産省令第四十六号）
二十八	商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令（平成十九年内閣府・経済産業省令第一号）
二十九	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）
三十	独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）
三十一	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）（第八十九条の四第二項、第八十九条の六及び第八十九条の十一第一項を除く。）
三十二	株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第四号）（第二十条を除く。）
三十三	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）
三十四	P.T.A・青少年教育団体共済法施行規則（平成二十二年文部科学省令第二十四号）
三十五	総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）
三十六	東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）
三十七	認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府・総務省、法務省、文部科学省令第二十二号）
三十八	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）
三十九	株式会社国際協力銀行法施行規則（平成二十四年財務省令第十四号）
四十	医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）
四十一	放送法施行規則（昭和二十五年電波管理委員会規則第十号）
四十二	国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）
四十三	銀行法施行規則

四十三の二 信用金庫法施行規則（第一百条第四項、第一百七十二条の二第二項及び第一百七十条の二の三に限る。）	長期信用銀行法施行規則第二十五条の十六第四号二の十六第五号イ	場合
四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（第六条に限る。）	行規則第二十五条の十六第四号二の十六第五号イ	行規則第二十五条の十六第四号二の十六第五号イ
四十四の二 労働金庫法施行規則（第八十三条第三項、第一百五十二条の二第二項及び第一百五十二条の二の三に限る。）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	长期信用銀行法施行規過しない者
四十四の三 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（第六条に限る。）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	経過しない者（農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
四十九及び第一百一条第四項に限る。）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
四十四の四 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（第五十条の三十一の二十七第二項、第二百五十二条の三十一の二十九及び第五十条の三十一の四十七第一項に限る。）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
四十五 信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する命令（第五十条の三十一の二十七第二項、第二百五十二条の三十一の二十九及び第五十条の三十一の四十七第一項に限る。）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
四十六 信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する命令（第五十条の三十一の二十七第二項、第二百五十二条の三十一の二十九及び第五十条の三十一の四十七第一項に限る。）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
四十七 労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令（第五十条の三十一の二十七第二項、第二百五十二条の三十一の二十九及び第五十条の三十一の四十七第一項に限る。）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
四十八 農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省・農林水産省令第一号）（第五十条の三十一の二十九及び第五十条の三十一の四十七第一項に限る。）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
四十九 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
五十 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年總理府令第二百二十九号）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
五一 沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
五一の二 農林中央金庫法施行規則（第一百四十七条の十六の十八第二項、第一百四十七条の十六の二十及び第一百四十七条の十六の三十八第一項に限る。）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
五十二 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七号）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
五十三 地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
五十四 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
五十五 金融商品取引業等に関する内閣府令（第二十六条に限る。）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
五十六 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
五十七 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
五十七の二 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（第八十九条の四第二項、第八十九条の六及び第八十九条の十第一項に限る。）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
五十八 地方公共団体金融機関の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
五十九 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（第二十四条、第二十九条第九号及び第四十条の二第一号に限る。）	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
二 令附則第二十四条の規定により前項各号に掲げる命令の規定を適用する場合においては、次表の上欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合を含む。）
規定	読み替える命令の読み替える字句	読み替える字句
長期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	その法人	その法人
定期規則第二十五条の二十二第二項	その法人	その法人
の十六第四号二	その法人	その法人

二項	信用金庫法施行規則第一百四十九条第三項	信用金庫法施行規則第一百四十三条第一項	信用金庫法施行規則第一百四十三条第一項	信用金庫法施行規則第一百四十三条第一項	農業協同組合連合会	二号第一項に規定する信用農業協同組合連合会	二号第一項に規定する特定承継会社	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	場合
合連合会	第二条第一項に規定する信用農業協同組合連合会	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	場合						
農業協同組合連合会	第二条第一項に規定する信用農業協同組合連合会	长期信用銀行法施行規則第二十五条の二十二第二項	場合						

労働金庫法施行規則第百二十五条第三項第4号イ	労働金庫法施行規則第百二十五条第二項第4号二(2)	労働金庫法施行規則第百三十五条第二項第5号イ	労働金庫法施行規則第百三十五条第一項第2号に規定する特定承継会社	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十条第3号イ
協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十条第3号イ	農業協同組合連合会	農業協同組合連合会又は同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会又は同法第二条第一項第二号に規定する特定承継会社	農業協同組合連合会	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十条第3号イ
協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十条第3号イ	農業協同組合連合会	農業協同組合連合会又は同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会又は同法第二条第一項第二号に規定する特定承継会社	農業協同組合連合会	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十条第3号イ
協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十条第3号イ	農業協同組合連合会	農業協同組合連合会又は同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会又は同法第二条第一項第二号に規定する特定承継会社	農業協同組合連合会	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十条第3号イ
銀行法施行規則第17条の三第2項第1号の二	銀行法施行規則第17条の三第2項第4号イに該当する業務	銀行法施行規則第14条の八第2項第4号第1号ハ	銀行法施行規則第13条の八第3項第2号及び第3号	銀行法施行規則第14条の十一の十第4号

(3) (i-i)	第十一條第三項場合	第四十二条第四十二条第三項（令附則第十七条において準用する場合を含む。）
(4)	第十四号イ	第十一條第三項農林中央金庫等
(5)	第十四号イテ	第十一條第三項場合において（法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（以下この（i-i）において「銀行法」という。）第二十七条若しくは第二十八条の規定により法附則第二十六条第一項の規定により銀
(6)	第十四号イ	行法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合を含む。）
(7) (i-i)	第十一條第三項第二十七條	第十一條第三項第二十七條（法附則第三十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）
第十四号ロ	第十一條第三項者	第十一條第三項第二十七條（法附則第三十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）
	第五十二条第五十二条の五十六第二項（法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀	者（農林中央金庫が法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しの日から五年を経過しない特定承継会社であつた者）
	二項	の五十六第二項（法附則第三十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）
	第五十二条第五十二条の五十六第二項（法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀	行法第二十七条又は第二十八条の規定により法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しの日から五年を経
	二項	る。以下この項において同じ。）、令（令附則第二十四条の規定により特定承継会社に適用される命令を除く。以下この項において同じ。）、令（令附則第二十四条の規定により特定承継会社に適用される命令を除く。）又はこの命令の規定による認可又は承認に関する申請書その他法又はこの命令に規定する書面（次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該特定承継会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所（次項において「財務事務所等」という。）の管轄区域内にある場合にあつては財務事務所長又は出張所長（次項において「財務事務所長等」という。）とする。）を経由して提出しなければならない。
	二項	（経由官庁）
	第五十二条第五十二条の五十六第二項（法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀	行法第二十七条又は第二十八条の規定により法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しの日から五年を経
	二項	る。以下この項において同じ。）、令（令附則第二十四条の規定により特定承継会社に適用される命令を除く。以下この項において同じ。）、令（令附則第二十四条の規定により特定承継会社に適用される命令を除く。）又はこの命令の規定による認可又は承認に関する申請書その他法又はこの命令に規定する書面（次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該特定承継会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所（次項において「財務事務所等」という。）の管轄区域内にある場合にあつては財務事務所長又は出張所長（次項において「財務事務所長等」という。）とする。）を経由して提出しなければならない。
	二項	（特定承継会社に係る財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用関係）
	二項	（特定承継会社について財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。読み替える財務諸表読み替える字句等の用語、様式及び句作成方法に関する規則の規定）

第一則	この命令は、平成十五年一月一日から施行する。	（施行期日）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）
附 則	（平成一三年三月三〇日内閣府・農林水産省令第一二号）	（平成一三年三月三〇日内閣府・農林水産省令第一二号）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）
附 則	（平成一三年九月一三日内閣府・農林水産省令第一七号）	（平成一三年九月一三日内閣府・農林水産省令第一七号）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）
附 則	（平成一四年一月一日から施行する。）	（平成一四年一月一日から施行する。）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）
附 則	（平成一四年三月二九日内閣府・農林水産省令第二号）	（平成一四年三月二九日内閣府・農林水産省令第二号）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）
附 則	（平成一四年四月一八日内閣府・農林水産省令第一三号）	（平成一四年四月一八日内閣府・農林水産省令第一三号）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）
附 則	（平成一四年五月一日から施行する。）	（平成一四年五月一日から施行する。）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）
附 則	（平成一〇年二月一八日内閣府・農林水産省令第三号）	（平成一〇年二月一八日内閣府・農林水産省令第三号）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）
附 則	（平成二十年四月一日から施行する。）	（平成二十年四月一日から施行する。）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）
附 則	（平成二三年九月二二日内閣府・農林水産省令第六号）	（平成二三年九月二二日内閣府・農林水産省令第六号）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）	（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）

この命令は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十九号）の施行の日（平成二十三年九月二十六日）から施行する。
附 則 （平成二七年三月三〇日内閣府・農林水産省令第四号）抄
（施行期日）
第一条 この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則 （平成二七年四月二八日内閣府・農林水産省令第六号）抄
（施行期日）
第一条 この命令は、平成二十七年五月一日から施行する。
附 則 （平成二七年一月二六日内閣府・農林水産省令第八号）
（施行期日）
第一条 この命令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。
附 則 （平成二八年三月三一日内閣府・農林水産省令第八号）
（施行期日）
第一条 この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 （平成二八年四月二八日内閣府・農林水産省令第九号）
（施行期日）
第一条 この命令は、平成二十八年四月二十九日から施行する。
附 則 （平成二九年七月二九日内閣府・農林水産省令第一号）
（施行期日）
第一条 この命令は、平成二九年七月二九日から施行する。
附 則 （平成二九年三月三一日内閣府・農林水産省令第一号）
（施行期日）
第一条 この命令は、平成二九年三月三一日から施行する。
附 則 （平成二九年三月二四日内閣府・農林水産省令第二号）
（施行期日）
第一条 この命令は、情報通信技術の進展等の環境変化に応じたための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。
附 則 （平成二九年七月三一日内閣府・農林水産省令第六号）
（施行期日）
第一条 この命令は、農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）の施行の日（平成二十九年八月一日）から施行する。
附 則 （平成二九年一二月二七日内閣府・農林水産省令第八号）
（施行期日）
第一条 この命令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。
附 則 （平成三十一年五月三〇日内閣府・農林水産省令第二号）抄
（施行期日）
第一条 この命令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。
附 則 （平成三十一年七月一三日内閣府・農林水産省令第四号）
（施行期日）
第一条 この命令は、平成三十年七月十七日から施行する。
附 則 （平成三十一年八月一五日内閣府・農林水産省令第五号）
（施行期日）
第一条 この命令は、平成三十一年八月十六日から施行する。
附 則 （平成三十一年一月一五日内閣府・農林水産省令第二号）
（施行期日）
第一条 この命令は、平成三十一年一月三十一日から施行する。
附 則 （平成三十一年三月二八日内閣府・農林水産省令第五号）
（施行期日）
第一条 この命令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令等の一部を改正する省令の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。
附 則 （令和元年六月二一日内閣府・農林水産省令第二号）
（施行期日）
第一条 この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和元年七月一日内閣府・農林水産省令第四号）
（施行期日）
第一条 この命令は、公布の日から施行する。
附 則 （令和元年一月二一日内閣府・農林水産省令第七号）抄
（施行期日）
第一条 この命令は、銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。
附 則 （令和元年一月二二日内閣府・農林水産省令第八号）
（施行期日）
第一条 この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。
附 則 （令和元年一二月一二日内閣府・農林水産省令第九号）抄
（施行期日）
第一条 この命令は、公布の日から施行する。
附 則 （令和元年一二月一二日内閣府・農林水産省令第七号）抄
（施行期日）
第一条 この命令は、銀行法施行令等の一部を改正するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。
附 則 （令和二年五月二二日内閣府・農林水産省令第八号）
（施行期日）
第一条 この命令は、公布の日から施行する。
附 則 （令和二年四月三日内閣府・農林水産省令第七号）抄
（施行期日）
第一条 この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。
附 則 （令和二年五月二二日内閣府・農林水産省令第八号）
（施行期日）
第一条 この命令は、公布の日から施行する。
附 則 （令和二年四月三十日内閣府・農林水産省令第二号）
（施行期日）
第一条 この命令は、令和二年九月三十日限り、その効力を失う。
附 則 （令和二年九月三〇日内閣府・農林水産省令第一四号）
（施行期日）
第一条 この命令は、公布の日から施行する。
附 則 （令和二年一〇月七日内閣府・農林水産省令第一五号）
（施行期日）
第一条 この命令は、公布の日から施行する。
附 則 （令和二年一二月一一日内閣府・農林水産省令第一六号）
（施行期日）
第一条 この命令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。
附 則 （令和二年一二月二三日内閣府・農林水産省令第一七号）
（施行期日）
第一条 この命令は、公布の日から施行する。
附 則 （令和二年一二月一五日内閣府・農林水産省令第一号）
（施行期日）
第一条 この命令は、公布の日から施行する。
附 則 （令和三年二月一六日内閣府・農林水産省令第二号）抄
（施行期日）
第一条 この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「会社法整備法」という。）の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。
附 則 （令和三年六月二一日内閣府・農林水産省令第四号）
（施行期日）
第一条 この命令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。
附 則 （令和三年八月二七日内閣府・農林水産省令第八号）
（施行期日）
第一条 この命令は、令和三年九月一日から施行する。
附 則 （令和三年八月三一日内閣府・農林水産省令第九号）
（施行期日）
第一条 この命令は、令和三年九月一日から施行する。
附 則 （令和三年一一月一〇日内閣府・農林水産省令第一〇号）
（施行期日）
第一条 この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。
附 則 （令和四年一月三一日内閣府・農林水産省令第一号）

業務代理組合における代理事業	一 所在地	二 設置した事務所の名称	三 業務代理組合の業務代理組合の名称の変更	四 役員の変更	五 別表(第十一条第八項関係)	六 届出事項	七 記載事項
			一 新名称 二 旧名称 三 変更年月日	一 び役職名 二 就任又は退任年月日			一 添付書類 二 理由書 三 業務代理組合の登記事項証明書 四 就任する役員に係る次に掲げる書面 五 履歴書 六 住民票の抄本又はこれに代わる書面 七 婚姻前の氏名を、氏名に併せて第十一条第八項の届出書に記載した場合において、口に掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面 八 第十一条第三項第十四号イ(1)から(8)までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
	一 理由書 二 設置した事務所の組織及び人員配置						

業務代理組合の子法人等（第十二条第一項第七号に規定する子三在地）当該子法人等の代表者の氏名又は名前	以下同じ。）の変更	役員が営む事業の変更	業務代理組合の一 二 三 四 五	当該子法人等の業務の内容	称
				当該子法人等の業務の内容	称
理由書	理由書	理由書	理由書	理由書	理由書

別紙様式第1(附則第3条関係) (平成内閣農水令第4・追加、平成内閣農水令第4・令示内閣農水令第2・令示内閣農水令第1) (一部改正)

(日本産業規格A4)

信 用 事 業 強 化 計 画 年 月 日 提 出

(提出者) 所 在 地

農業特例組合等名

代表理事 氏名

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第4条第1項の規定に基づき、信用事業強化計画を次のことより提出します。

記

第1 信用事業強化計画の実施期間

第2 信用事業指導契約の内容

第3 損害担保契約(法附則第3条第1項第3号に規定する損害担保契約をいう。以下同じ。)の内容

第4 農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該農業特例組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

第5 剰余金の処分の方針

第6 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(記載上の注意)

1. 一般的的事項
(1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができます。

(2) 信用事業強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、信用事業強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど、可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

提出者の欄においては、信用事業強化計画を提出する農業特例組合等の代表理事の氏名を記載すること。

3. 信用事業強化計画の実施期間

(1) 信用事業強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。
(2) 信用事業強化計画の始期は信用事業強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日とし、信用事業強化計画の終期となる月については当該日が属する月を記載すること。

(3) 信用事業強化計画の終期となる月については、信用事業強化計画の始期

別紙様式第1 (附則第3条関係)
(平成内閣農水令第4・追加、平成内閣農水令第4・令示内閣農水令第2・令示内閣農水令第1) (一部改正)

から5年以内の事業年度の終了日の属する月を記載すること。

4. 損害担保契約の内容

被災債権（法附則第3条第1項第3号に規定する被災債権をいう。）の譲渡その他の処分について損害担保契約を行う場合にあっては、その旨及びその内容を記載すること。

5. 農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方法

(1) 「農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資するための方策」については、農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資するための方策

(2) 「農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「農業者又は水産業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者又は水産業者の需要に応じた信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

(3) 「農業者又は水産業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、農業者又は水産業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

(4) 「東日本大震災の被災者への信用供与の状況及び東日本大震災の被災者への支援をはじめとする東日本大震災の被災地域における復興に資する方策」については、例えば、被災者に対する賃貸条件の変更等の支援、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。

(5) 「その他当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の利用者に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

6. 剰余金の処分の方針

(1) 配当に対する方針を（別表）により記載すること。ただし、信用事業強化計画の実施期間中における配当の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することは、差し支えない。

(2) （別表）の作成に当たり參照した経営に関連する各種指標における、実績見込み又は信用事業強化計画の実施期間中の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することは、差し支えない。

7. 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策

経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況並びにこれらに対する今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。

(別表) (配当に関する事項)	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績見込 見通し				
配当可能利益							
配当金总额							
普通出資配当金			—	—	—	—	—
優先出資配当金（貯金保険機構分）			—	—	—	—	—
優先出資配当金（会員外債部分）			—	—	—	—	—
1口当たり配当金（普通出資）			—	—	—	—	—
1口当たり配当金（優先出資）			—	—	—	—	—
配当率（普通出資）			—	—	—	—	—
配当率（優先出資、貯金保険機構分）			—	—	—	—	—
配当性向			—	—	—	—	—

(記載上の注意)
 「貯金保険機構分」とは、法規制第5条第1項の決定を受けて農水産業共同組合貯金保険機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資に係るものという。
 1 信用事業強化法の実施結果における見通しについては、利用することができる最近の情報に基づき可能な範囲で記載する
 ことは、差し支えない。
 2 3 適宜必要な修正を行なうことは、差し支えない。

(参考) (単体)	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績見込 見通し				
資産の総合計							
うち貸出金							
会員の総合計							
うち貯金・収受生貯金							
純資産の総合計							
うち出資金							
うち回転出資金							
うち資本準備金							
うち利益剰余金							
うち利益準備金							
うち土地平均差額金							
うちその他の定期預金準備金							
うち自己優先出資、処分未満特							
事業純利益							
うち借用事業収益							

資金運用収益	—	—	—	—	—	—	—
うち貸出金利息	—	—	—	—	—	—	—
投機取引等収益	—	—	—	—	—	—	—
その他事業面収益	—	—	—	—	—	—	—
うち国債等債券収益 （＝国債等債券等購入額 + 国債等債券等販売額）	—	—	—	—	—	—	—
その他の経常収益	—	—	—	—	—	—	—
うち活用事業費用	—	—	—	—	—	—	—
うち折損費用	—	—	—	—	—	—	—
うち資金・融資性貯金利息	—	—	—	—	—	—	—
投機取引等費用	—	—	—	—	—	—	—
その他事業面費用	—	—	—	—	—	—	—
うち国債等債券費用 （＝国債等債券等購入額 + 国債等債券等貯金）	—	—	—	—	—	—	—
その他の経常費用	—	—	—	—	—	—	—
うち税金・税金控除額	—	—	—	—	—	—	—
事業外損益	—	—	—	—	—	—	—
事業外収益	—	—	—	—	—	—	—
経常利益	—	—	—	—	—	—	—
特別損益	—	—	—	—	—	—	—
特別当期利益	—	—	—	—	—	—	—
法人税、住民税及び事業税	—	—	—	—	—	—	—
法人事業調整額	—	—	—	—	—	—	—
当期会員金	—	—	—	—	—	—	—
資金運用利回り	—	—	—	—	—	—	—
貸出金利回り	—	—	—	—	—	—	—
資金保満原価率	—	—	—	—	—	—	—
貯金等利回り	—	—	—	—	—	—	—
貯金等利回り + 融資性貯金利 （＝（貯金利回り + 融資性貯金利 + その他収益） - その他費用）	—	—	—	—	—	—	—

うち預り金利回り 当金繰入額	—	—	—	—	—	—	—
うち貸出金償却額	—	—	—	—	—	—	—
うち貸出金償却額	—	—	—	—	—	—	—
うちその他の処理額	—	—	—	—	—	—	—
事業管理費	—	—	—	—	—	—	—
うち人件費	—	—	—	—	—	—	—
うち物件費	—	—	—	—	—	—	—
事業外損益	—	—	—	—	—	—	—
経常利益	—	—	—	—	—	—	—
特別損益	—	—	—	—	—	—	—
特別当期利益	—	—	—	—	—	—	—
法人税、住民税及び事業税	—	—	—	—	—	—	—
法人事業調整額	—	—	—	—	—	—	—
当期会員金	—	—	—	—	—	—	—
資金運用利回り	—	—	—	—	—	—	—
貸出金利回り	—	—	—	—	—	—	—
資金保満原価率	—	—	—	—	—	—	—
貯金等利回り	—	—	—	—	—	—	—
貯金等利回り + 融資性貯金利 （＝（貯金利回り + 融資性貯金利 + その他収益） - その他費用）	—	—	—	—	—	—	—

経営指標		(%)	
資金調達・融資利回り	「資金・融資性資本」 「資金平均利回り(%)」	100	100
貯蓄率	—	—	—
総資金利回り	「資金調達原価 率」	—	—
貯資金利回り	「貯金等利回り - 資 金活用費率」	—	—
当期純余金 R.O.E （= 当期純余金 / 純資本）	—	—	—
当期純余金 R.O.A （= 当期純余金 / 純資産）	—	—	—
会員生活開示費率(%)	—	—	—
会員更生支援推進 危機緩和額	—	—	—
要管理債務額	—	—	—
正常債務額	—	—	—
融子・同 金融再生法開示債務残高 + 正	—	—	—

(当期末残高)	うち資本準備金	うち取扱金利当金額入額	うち取扱金利当金額入額	うち取扱金利当金額入額	うち取扱金利当金額入額
うち取扱金利当金額余金					
うち利益準備金					
うち地区別預金差額金					
うち他の有価証券評価差額金					
うち自己優先出資、処分未済持分					
事業統括益					
うち自己事業収益					
資金運用収益	—	—	—	—	—
役務取引等収益	—	—	—	—	—
その他事業収益	—	—	—	—	—
その他経常収益	—	—	—	—	—
うち自己事業費用	—	—	—	—	—
資金運用費用	—	—	—	—	—
役務取引等費用	—	—	—	—	—
その他事業直接費用	—	—	—	—	—
その他経常費用	—	—	—	—	—

損益	うち貸出金貸却	うち貸付金額	うち販賣額	うち販賣額	うち販賣額
事業外損益					
経常利益					
特別利益					
特別損失					
法人税、住民税及び事業税					
法人税等調整額					
非支配株主に帰属する当期利益					
当期純余金					
当期純余金 R × E (純資産)			—	—	—
(当期純余金 R × A (純資産))			—	—	—
(=当期純余金 R × (純資産))			—	—	—

別紙様式第2（附則第20条関係）

(記載上の注意)

- 1 参考として各種の指標（開示する指標等を含む。）を記載することができる。
- 2 過去の実績及び実績見込みにおいては、信用事業強化計画の実施期間と同一の期間範囲で記載すること。ただし、信用事業強化計画の実施期間が3年を超える場合は、3年とする。
- 3 弊権見込み又は信用事業強化計画の実施期間内における見通しについては、利用することができる面倒の指標に基づき可能な範囲で記載することは、差し支えない。
- 4 事業年度末の数字を記載することは、差し支えない。
- 5 信用事業以外の事業等適宜、必要な修正を行なうこととは、差し支えない。
- 6 連結決算実施の場合には、母体のみ作成することは、差し支えない。

別紙様式第2（附則第20条関係）（平23内府農水令9・追加、平27内府農水令4・令示内府農水令3・令示内府農水令1?・一部改正）

（日本産業規格A4）

特 別 信 用 事 業 強 化 計 画

年 月 日 提 出

（提出者） 所 在 地

特 別 対 象 組 合 等 名

代 表 會 員 氏 名

所 在 地

農 林 中 央 金 庫

代 表 會 員 理 事 長 氏 名

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第16条第1項の規定に基づき、特別信用事業強化計画を次のとおり提出します。

記

第1 特別信用事業強化計画の実施期間

第2 農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

第3 収益の見通し

第4 剰余金の処分の方針

第5 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（記載上の注意）

1. 一般的事項

(1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、開示する事項を記載することができる。

(2) 特別信用事業強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、特別信用事業強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど、可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

提出者の欄においては、特別信用事業強化計画を提出する特別対象組合等及び農林中央金庫の代表者の氏名を記載すること。

3. 特別信用事業強化計画の実施期間

(1) 特別信用事業強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。

(2) 特別信用事業強化計画の始期は特別信用事業強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日とし、各別信用事業強化計画の始期となる月につい

ては当該日が属する月を記載すること。
 ③ 特別信用事業強化計画の終期となる月については、特別信用事業強化計画の始期から5年以内の事業年度の終了日の属する月を記載すること。

4. 農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 「農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

(2) 「農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「農業者又は水産業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者又は水産業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

(3) 「農業者又は水産業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、「農業者又は水産業者に対する信用供与の実施状況を検証するための方針を含めて記載すること。

(4) 「東日本大震災の被災者への信用供与の状況及び東日本大震災の被災者への支援をはじめとする東日本大震災の被災地域における復興に資する方策」については、例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。

(5) 「その他当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の利用者に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

5. 収益の見通し

(1) 特別信用事業強化計画の実施期間中における収益の見通しの概要について、(別表1)に掲げられた計数を用いるなど具体的な記載に努めること。

(2) 経営に関する各種指標については、(別表1)により過去の実績又は

実績見込み及び特別信用事業強化計画の実施期間中ににおける見通しを記載すること。ただし、特別信用事業強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することは、差し支えない。

6. 剰余金の処分の方針

配当に対する方針を(別表2)により記載すること。ただし、特別信用事業強化計画の実施期間中における配当の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することは、差し支えない。

7. 経営内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策
 経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む)及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。

うち個別貸倒引当金収入	—	—	—	—	—	—
うち貸出金償却	—	—	—	—	—	—
うちその他の整理組合	—	—	—	—	—	—
事業管理費	—	—	—	—	—	—
うち人件費	—	—	—	—	—	—
うち物耗費	—	—	—	—	—	—
事業外収益	—	—	—	—	—	—
経常利益	—	—	—	—	—	—
特別収益	—	—	—	—	—	—
税引前当期(半期)利益	—	—	—	—	—	—
法人税、住民税及び事業税	—	—	—	—	—	—
法人税等控除額	—	—	—	—	—	—
当期(半期)剰余金	—	—	—	—	—	—
資金運用組合	—	—	—	—	—	—
貸出金組合	—	—	—	—	—	—
資金調達準備率	—	—	—	—	—	—
貯金等(当期利回り+繰後組合の金利)	—	—	—	—	—	—

鳥居合計金・漏洩性の金平利	—	—	—	—	—	—
資金調達準備率 (財金平利の漏洩合計)	—	—	—	—	—	—
財資率	—	—	—	—	—	—
(%)	—	—	—	—	—	—
漏洩資金利潤率(=資金調達原価 ÷(=資金利回り - 財金等利回り - 資 金漏泄費用))	—	—	—	—	—	—
当期利回りROI E	—	—	—	—	—	—
当期利回り(定期預金 / 残資産)	—	—	—	—	—	—
当期利回りR.O.A (=当期(半期)利得金 / 残資産)	—	—	—	—	—	—
金融再生法開設準備率	—	—	—	—	—	—
健全更生準備率	—	—	—	—	—	—
危険債権組合	—	—	—	—	—	—
更管理債権組合	—	—	—	—	—	—
正常債権組合	—	—	—	—	—	—
統計的信頼性 (=金融再生法開設準備率 + 正常債権組合)	—	—	—	—	—	—
不良債	—	—	—	—	—	—

期初 残高		不換算価格比率 (=金利総付生法開示債権残高) 総 リスク管理債権		うち資本準備金 うち利益剝離余金 うち利益準備金 うち土地再評価差額金 うちその他有価証券評価差額金 うち自己優先出資、処分未済等 分	
		貸 借 元	貸 借 元	貸 借 元	貸 借 元
貸	借	貸	借	貸	借
資本準備金	—	—	—	—	—
うち利益剝離余金	—	—	—	—	—
うち利益準備金	—	—	—	—	—
うち土地再評価差額金	—	—	—	—	—
うちその他有価証券評価差額金	—	—	—	—	—
うち自己優先出資、処分未済等 分	—	—	—	—	—
貸出各種機械と備品	—	—	—	—	—
貯蔵庫	—	—	—	—	—
3ヶ月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出各種機械と備品	—	—	—	—	—
(連結)					
		年 末 残 高	年 末 残 高	年 末 残 高 見通し	年 末 残 高 見通し
資産の部合計					
うち貸出金					
負債の部合計					
うち短期借入金					
純資産の部合計					
うち出資金					
うち回収出資金					

期初 残高		事業部別収益 うち信用事業収益 資金運用収益 債務取引等収益 その他事業収益 その他の収益		期初 残高	
		貸 借 元	貸 借 元	貸 借 元	貸 借 元
貸	借	貸	借	貸	借
事業部別収益	—	—	—	—	—
うち信用事業収益	—	—	—	—	—
資金運用収益	—	—	—	—	—
債務取引等収益	—	—	—	—	—
その他事業収益	—	—	—	—	—
その他の収益	—	—	—	—	—
うち信用事業費用	—	—	—	—	—
資金調達費用	—	—	—	—	—
債務取引等費用	—	—	—	—	—
その他事業費用	—	—	—	—	—
その他経常費用	—	—	—	—	—

うち貸出金償却						
うち資本引当金繰入額						
うち一般貸出引当金繰入額						
うち個別貸出引当金繰入額						
事業管理費						
事業外収益						
経常利益						
特別利益						
特別損失						
法人税、住民税及び事業税						
法人税等引当額						
非支配株主に帰属する当期利益						
当期未収金						
ROE (=当期純益／総資産)						
ROA (=当期純益／総資産)						

(虚構上の注意)

- 1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として開示する指標等を記載することができる。
- 2 過去の実績及び実績見込みについて、特別信用事業強化計画の実施期間と同一の期間通じて記載すること。ただし、特別信用事業強化計画の実施期間が3年を超える場合には、3年とする。
- 3 事業強化計画の計数を算出すること。
- 4 信用事業以外の事業等を直営することは、差し支えない。
- 5 連結決算表第8号の場合は、単体のみ作成することは、差し支えない。

別紙様式第3（附則第25条関係）

(別表2)		年 月 日 実績	年 月 日 実績	年 月 日 実績見込	年 月 日 見通し				
配当可能利益					—	—	—	—	—
配当金总额					—	—	—	—	—
普通出資配当金					—	—	—	—	—
優先出資配当金（貯金保険機関分）					—	—	—	—	—
優先出資配当金（会員外債権分）					—	—	—	—	—
1口当たり配当金（普通出資）					—	—	—	—	—
1口当たり配当金（優先出資）					—	—	—	—	—
配当率（普通出資）					—	—	—	—	—
配当率（優先出資、貯金保険機関分）					—	—	—	—	—
配当率（優先出資、会員外債権分）					—	—	—	—	—
配当性向					—	—	—	—	—

(記載上の注意)
 1 「貯金保険機関分」とは、法附則第5条第1項の決定を受けて農水産業協同組合貯金保険機構が取得した特定優先出資等のうち、農水産業協同組合に係るものをいいます。
 2 通常必要な修正を行なうことは、差し支えない。

別紙様式第3（附則第25条関係）（平成内閣農水令6・追加、平成内閣農水令4・令元内閣農水令2・令2内閣農水令1?・一部改正）

（日本産業規格 A 4）

資本整理等実施要綱 年 月 日提出

（提出者）所在地
 特別対象組合等名
 代表理事 氏名
 所在地
 農林中央金庫

代表理事長 氏名

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第17条第1項の規定に基づき、資本整理等実施要綱を次のとおり提出します。

記

第1 信用事業再構築の内容

第2 資本整理の内容

第3 資本整理を行うために農水産業協同組合貯金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補償の措置を必要とする場合にあっては、当該措置の内容

第4 信用事業再構築後の経営体制の整備に関する事項（当該信用事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡（以下「合併等」という。）でない場合に限る。）

第5 事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項（合併等でない場合に限る。）

（記載上の注意）

1. 一般的事項

以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

2. 提出者

提出者の欄においては、資本整理等実施要綱を提出する特別対象組合等及び農林中央金庫の代表者の氏名を記載すること。

3. 信用事業再構築の内容

信用事業再構築（資本整理を含む。）の内容及び実施時期並びにその実現までの計画について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

(1) 信用事業再構築の内容が合併等である場合には、合併等に関する契約の内容など、その実現性の確保に関する事項

(2) 信用事業再構築の内容が合併等でない場合には、会員又は組合員からの

出資その他の指定支援法人以外の者からの支援の受入れの内容及びその実施時期など、その実現性の確保に関する事項

(3) 信用事業再構築後の当該特別対象組合等又は特別対象組合等の事業を行き継ぐ相手方組合等における業務の方針(当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域における事業の方針を含む。)

(4) 経営に関する各種指標については、(別表1)により過去の実績又は実績見込み及び信用事業再構築後の当該特別対象組合等又は特別対象組合等の事業を行き継ぐ相手方組合等の3年間における見通し

(5) 信用事業再構築における剰余金の処分の方針(配当に関する方針(別表2)を含む。)

4. 資本整理の内容

資本整理の内容について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

(1) 資本整理の措置が、予定している信用事業再構築の内容に照らし必要である理由

(2) 資本整理を行うに当たり透明に資産査定がなされる体制の整備に関する事項

5. 資本整理を行うために農水産業協同組合貯金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補填の措置を必要とする場合には、当該措置の内容

法附則第18条又は第19条の規定に基づく農水産業協同組合貯金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補填の措置の内容について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

(1) 当該措置に必要な額の算出根拠に関する事項

(2) 当該措置が、予定している信用事業再構築の内容に照らし必要である理由

6. 信用事業再構築後の経営体制の整備に関する事項

信用事業再構築が合併等でない場合には、当該信用事業再構築後の特別対象組合等における経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む。)及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。

7. 事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項

信用事業再構築が合併等でない場合には、当該信用事業再構築後の特別対象組合等における業務の方針を踏まえ、(別表1)に記載した経営に関する各種指標を実現するための具体的な方策を記載すること。

(別表1) (単体)

	年 月末 実績						
資産の部合計							
うち貸出金							
負債の部合計							
うち資金・繰入金							
純資産の部合計							
うち出資金							
うち回転出資金							
うち資本準備金							
うち利益剰余金							
うち利潤準備金							
うち土地用件差額金							
うちその他の積立金							
うち自己優先出資、処分未済等							
事業活動利益							
うち信用事業収益							

資金運用収益				—	—	—	—
うち資本利息				—	—	—	—
投機取引等収益				—	—	—	—
その他の事業収益				—	—	—	—
うち国債・債券発行益 (=国債・債券譲渡益)				—	—	—	—
その他の经常収益				—	—	—	—
うち用事費				—	—	—	—
旅費				—	—	—	—
その他経常費用				—	—	—	—
うち販売費				—	—	—	—
うち人件費				—	—	—	—
うち物販費				—	—	—	—
事業外損益				—	—	—	—
うち人件費				—	—	—	—
うち物販費				—	—	—	—
経常利益				—	—	—	—
特別損益				—	—	—	—
税引前当期純利益				—	—	—	—
法人税等調整額				—	—	—	—
法人税等調整額				—	—	—	—
当期純利益				—	—	—	—

資金運用利回り				—	—	—	—
貸出金利回り				—	—	—	—
貸付金利回り				—	—	—	—
貯蓄定期預金利回り				—	—	—	—

馬) / 貨金・譲渡性財金平均 残高(合計)	—	—	—	—	—	—	—
資金管理手数料 (= 手数料等高合計)	—	—	—	—	—	—	—
貯蓄率 (%)	—	—	—	—	—	—	—
融資手数料 (= 融資手数料 + 資金調達原価 率)	—	—	—	—	—	—	—
貯資金手数料 (= 貯資金手数料 - 貯金等利回り - 資 金活用賞与率)	—	—	—	—	—	—	—
当期手益率 R.O.E. (= 当期純益 / 質資産)	—	—	—	—	—	—	—
当期純益各 R.O.A / 質資産 (= 当期純益 / 質資産)	—	—	—	—	—	—	—

	年月次	年月次	年月次	年月次	年月次	年月次	
						見通し	見通し
不規則 収支	—	—	—	—	—	—	—
融資手数料 (= 手数料等高合計)	—	—	—	—	—	—	—
貯蓄率 (%)	—	—	—	—	—	—	—
正常儲蓄額	—	—	—	—	—	—	—
融資手数料 (= 手数料等高合計 + 正常 儲蓄額)	—	—	—	—	—	—	—

勘定(其勘定)		うち資本準備金	うち益剰余金	うち貸倒引当金額入額	うち販賣引当金額入額	うち販賣引当金額入額
うち益剰余金						
うち利息準備金						
うち利潤準備金						
うち帳面差額金						
うち元々他の有価証券引当金額						
うち自己優先出資、処分未満持分						
事業利益						
うち固定事業収益						
資本運用収益		—	—	—	—	—
役務引取等収益		—	—	—	—	—
その他の事業回収収益		—	—	—	—	—
その他通常収益		—	—	—	—	—
うち耐用事業費用						
資本創造費用		—	—	—	—	—
役務引取等費用		—	—	—	—	—
その他事業回収費用		—	—	—	—	—
その他通常費用						
損失						
うち貸倒引当金額						
うち販賣引当金額						
うち販賣引当金額						
当期損余金 (=当期剰余金 - 資産) (=当期剰余金 R.O.A / 資産)						

(記載上の注意)

- 1 上記により記載が必要とされる情報に加えて、参考として開示する指標等を記載することができる。
- 2 信用事業再構築の内容等により、通常必要な修正をして記載することは、差し支えない。
- 3 事業年度末の収支を記載すること。
- 4 連結決算実施の場合には、単体のみ作成することは、差し支えない。

(別表2) (配当に関する事項)

	年 月 末 実績	年 月 末 実績	年 月 末 実績 繰り込み	年 月 末 見通し	年 月 末 見通し
配当可能利益				—	—
配当金				—	—
普通出資配当金				—	—
優先出資配当金 (財金保険機関分)				—	—
優先出資配当金 (会員外割連分)				—	—
1口当たり配当金 (普通出資)				—	—
1口当たり配当金 (優先出資)				—	—
配当率 (普通出資)				—	—
配当率 (優先出資、財金保険機関分)				—	—
配当率 (優先出資、会員外割連分)				—	—
配当歴史				—	—

(記載上の注意)

- 1 「財金保険機関分」とは、法附則第1条第1項の規定を受けて農林水産省同組合財金保険機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資に係るものを行う。
- 2 適宜必要な修正を行ふことは、差し支えない。

別紙様式第四号（第11条第3項第19号関係）（平20内閣農水令9・追加、平30内閣農水令5・一部改正）

20 cm 以 上	<p style="text-align: center;">業務代理組合認可要</p> <p style="text-align: center;">(所属農林中央金庫等の名称)代理事業 (農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編) 及び強化に関する法律第42条第3項の認可に係る業務の代理</p> <p style="text-align: center;">認可番号 金融庁長官()第 号</p> <p style="text-align: center;">(財務(支)局長)</p> <p style="text-align: center;">農林水産大臣()第 号</p> <p style="text-align: center;">(業務代理組合の名称)</p> <p style="text-align: center;">(所属農林中央金庫等の名称)</p>
--------------------	--

別紙様式第五号(第11条第3項第36号関係)

(日本産業規格A4)

代理事業に関する報告書
(年月日から
年月日まで)年 月 日
主たる事務所の所在地
所属農林中央金庫等の名称
代表者氏名

(記載上の注意)

- 本表は、業務代理組合ごとに作成する。
 - 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 認可年月日及び認可番号
 - 代理事業の概況

(記載上の注意)

- 直近の事業年度における代理事業の経過及び成果を記載すること。

3 業務代理組合

業務代理組合名	代理事業の内容	
	委託契約年月日	

(記載上の注意)

- 「業務代理組合名」欄は、当期末現在における業務代理組合の名称を記載すること。
- と。

4 業務代理組合の役員及び使用人の状況

総 数	役 員 うち非常勤	使 用 人	計
		名	名

(記載上の注意)

- 本表は、当期末における代理事業に従事する役員及び使用人について記載すること。
- 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5 業務代理組合の事務所の状況

名 称	所 在 地	使 用 人	代理事業の内容

(記載上の注意)

- 適宜業務代理組合の事務所別に区分して記載すること。
- 代理事業の実施状況

(1) 貯金(預金を含む。以下同じ。)関係

① 代理

流動性貯金				定期性貯金		合計 (その他を含む。)	
うち当座貯金		口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高

(記載上の注意)

- 当期末における貯金の口座数及び残高の合計額を記載すること。
- 媒介

流動性貯金				定期性貯金		合計 (その他を含む。)	
うち当座貯金		口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高

(記載上の注意)

- 第11条第2項第3号イ(1)に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を記載すること。
- 貸出金関係

① 代理

消費者向け貸出金				事業者向け貸出金		合計	
件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高
		()	()				

(記載上の注意)

- 当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を記載すること。
- 「件数」及び「残高」欄の()には、規格化された貸付商品(第11条第3項第15号イに規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び残高を内書すること。

② 媒介

消費者向け貸出金				事業者向け貸出金		合計	
件数	媒介額	件数	媒介額	件数	媒介額	件数	媒介額
	()	()	()				

(記載上の注意)

- 当期末における第11条第2項第3号イ(2)に規定する契約の締結の媒介行為を行った件数及び媒介額を記載すること。
- 「件数」欄は、媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を記載すること。
- 「媒介額」欄は、当期中に契約の締結に至ったものの契約時の貸付けの金額を記載すること。
- 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(第11条第3項第15号イに規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。

③ 為替取引関係

件 数			代 理	媒 介

(記載上の注意)

- 「代理」欄は、当期中における第11条第2項第3号イ(3)に規定する契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。
- 「媒介」欄は、当期中における第11条第2項第3号イ(3)に規定する契約の締結の媒介行為を行った契約件数を記載すること。

④ 手数料の状況

(1)から(3)までの代理事業に係る手数料		(4) 手数料の状況
(1)から(3)までの代理事業以外の代理事業に係る手数料 〔代理事業の内容 : 〔 〕〕		

(記載上の注意)

- 「手数料」欄は、当期中に所属農林中央金庫等から得た代理事業に係る手数料の金額を記載すること。